

Vol.177 Jan. 1. 2013



一般社団法人 日本加工食品卸協会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4(江戸ビル4階)  
電話:03(3241)6568 FAX:03(3241)1469

## 目次

2013年 新春のご挨拶 ..... 一会长 國分勘兵衛一... 2  
正・副会長会議、理事会

・平成24年度上半期活動状況報告 ..... 一11月28日一... 1  
\* 消費税の増税に対する要望書

### 事業活動

- ・第2回 政策委員会兼食品取引改善協議会開催 ..... 一10月23日一... 7
- ・第3回 政策委員会兼食品取引改善協議会開催 ..... 一11月15日一... 7
- ・第15回賛助会員幹事店会開催 ..... 一11月15日一... 8
- ・平成24年度情報システム研修会開催 ..... 一情報システム研究会一... 8
- ・蜜柑缶詰の現況についての意見交換会開催 ..... 一商品開発研究会一... 11
- ・2012年度(一社)日本加工食品卸協会の環境自主行動計画についての調査票提出の内容骨子  
..... 一環境数値算定標準化協議会・環境問題対応WG一... 15
- ・第5回 全国事務局会議開催 ..... 一11月 9日一... 18
- ・「食品産業を巡る環境対策等について」の意見交換会開催 ..... 一11月30日一... 19

### 支部活動

- ・関東支部 経営実務研修会開催 ..... 一11月 9日一... 19  
\* 講演「日本の問屋は永遠なり」..... 一H&Lリサーチ代表 有賀泰夫氏一... 20
- ・近畿支部 共催で第9回実務研修会開催 ..... 一11月19日一... 21
- ・北陸支部 経営実務研修会開催 ..... 一11月22日一... 22
- ・九州沖縄支部連絡協議会・賛助会員連絡会開催 ..... 一12月 4日一... 23

### ブロック活動状況

- ・中部食料品問屋連盟 正会員・賛助会員合同懇談会開催 ..... 一11月13日一... 23

### 関連省庁・団体からのお知らせ

- ・「食べて応援しよう！」の取組に参加しませんか？ ..... 一農林水産省一... 25
- ・平成24年度上半期における下請法の運用状況等及び今後の取組 ..... 一公正取引委員会一... 26
- ・下請取引の適正化について ..... 一経済産業省・公正取引委員会一... 34
- ・下請事業者への配慮等について ..... 一農林水産省・経済産業省一... 40
- ・食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の終了に伴う取扱いについて ..... 一農林水産省一... 51
- ・最近のGTIN利用状況 ..... 一(一財)流通システム開発センター一... 54
- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策の基本的な方針  
..... 一消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部一... 56

回								
覧								

無断転載・引用を禁ず

## 平成24年度上半期活動状況報告

－ 11月8日 －

平成24年11月8日（木）東京アーバンネット大手町ビル東京會館に於いて午前10時30分より正・副会長会議を開催し、この後行われる理事会の運営内容について確認を行った。11時30分より昼食後直ちに理事会が行われた。上半期の事業活動内容では、公益法人制度改革対応として、公益目的財産額の確定について報告があり、今まで税制上の優遇で内部留保してきた財産（公益目的財産額）を公益目的支出計画の実施で（3年間）ゼロにすること等が説明された。

開催日時 平成24年11月8日（木）11時30分～13時20分

場 所 レベル21 東京會館 シルバールーム  
東京都千代田区大手町 2-2-2 アーバンネットビル 21階

議 案 第1号議案 上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件  
(1) 上半期事業活動報告及び今後の活動について  
(2) 半期収支決算報告  
(3) 監査報告  
第2号議案 その他

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

冒頭に國分勸兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

「今年も残り僅かになってまいりましたが、本日はご多忙のところ、またご遠方からもご参集をいただき誠にありがとうございます。日頃は各地におきまして日食協の活動にご支援をいただいておりますことを御礼申し上げます。また、農林水産省からは公務ご多用の中、食料産業局食品製造卸売課から山田食料産業調査官様また尾川様にご来臨を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

日食協は今年の4月から公益法人制度改革に対応して、名称を一般社団法人に変更して新たなスタートをきっておりますが、会員の皆様の格別のご協力でご協力で着実に事業活動が進んでいるものと考えておりま



理事会で挨拶する國分勸兵衛会長

す。

さて、昨今の状況ですが、皆様ご承知の通り、景気の低迷に不安定な天候も重なり政治の混迷による閉塞感と相まって消費が一段と低迷しているところでございます。

小売のほうは、価格競争が一段と激しくなり、プライベートブランドの拡大が一段と卸のマーケットを縮小してきているのではないかと危惧しているところです。

今後予定されております消費税の増税は「税と社会保障の一体改革」ということで決まっておりますが、2014年4月に8%、2015年10月には10%と2段階で引き上げられる見通しとなりましたが、消費低迷する中、これを如何に価格に転嫁して行くかということがこれからの大問題になってくるのではないかと考えております。

そのほか環境問題やエネルギーコストの増大など、卸の経営に大きく影響してくることを懸念しております。

いかに卸の機能を充実し、しかもローコストで経営できるかということが卸の課題になってくるものと考えております。

日食協を通じて、卸の主張を公にして行く必要が今後ますます重要性を帯びてくるものと思っております。皆様方のご協力を切にお願いするところでございます。

本日はこうした点も踏まえ上半期の活動状況についての報告をお聞き届けの上、下半期に対してのご指導をお願いすることにしております。どうぞ宜しくお願い申し上げますが簡単ではありますが開会のご挨拶とさせていただきます。」

続きまして、司会者より本日の来賓者を紹介する。

農林水産省食料産業局製造卸売課 商業調査官 山田 啓二 様  
担当 尾川 大輔 様

引き続き来賓を代表して、農林水産省食料産業局食品製造卸売課 山田調査官が次のように挨拶された。

「平成24年度日本加工食品卸協会の理事会の開催に当たり、ご挨拶を申し上げます。

平素は農林水産行政、とりわけ食料産業行政の推進について、御理解と御協力を賜り、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

最近の農林水産省や食品産業を取り巻く情勢について、御紹介をして御挨拶に替えさせていただきますと思います。

昨年9月から消費者庁でJAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示に係る法律を「食品表示の一元化」として検討を行ってまいりました。本年8月検討結果の報告書が提出されました。報告書では、①新しい食品表示制度における基本的な考え方、②新しい食品表示制度における適用範囲の考え方、③新しい食品表示制度における栄養成分の考え方などが取りまとめられました。

特に栄養成分表示について制度化されることになり、新しい法律施行後5年以内に義務化導入の目途としているようです。

栄養成分表示の導入に当たっては、報告書で「公的データベースなどの整備を図るとされてい

るところです。文部科学省科学技術・学術政策局では、「日本食品標準成分表」の改訂を視野に、例えば、①近年流通している食品の収載がない、②加熱調理している成分変化がない、③品種改良の影響が反映されていないなど踏まえて、収載食品の追加や古いデータの見直しを図ることとしており、25年度の予算要求を行っているところです。

また、消費者庁では、本年度、「公的データベースなどの整備」の一環として事業者が栄養成分表示設定のためのマニュアルを策定する委託事業を実施しているところです。

農林水産省といたしましては、関係省庁に対して特に消費者庁に対しては、事業者が栄養成分表示を実行可能とするために、委託事業の検討に当たっては事業者の意向を把握すべきと要請しているところです。

この他、御承知のこととは思いますが、今年の8月、北海道において腸管出血性大腸菌O-157による集団食中毒が発生いたしました。農林水産省としましても、厚生労働省の関係機関と連携し、また、漬物団体及び漬物団体以外のアウトサイダーの事業者に対して地方農政局等が衛生管理の徹底を促しているところです。特に厚生労働省が規定している漬物の衛生規範が10月12日改正されたところであり、漬物関係者に対して衛生規範の周知徹底を行っているところです。

流通段階において日配、チルド、冷凍食品、ドライ食品を取り扱う皆様におかれましても、製品の保管管理はもとより特に温度管理などに留意していただき、食品事故の発生防止に取り組んでいただきたいと存じます。

次に食品トレーサビリティに関する情報提供です。8月28日開催の民主党・食の安全・安心WT（ワーキングチーム）において検討された「食品トレーサビリティの取組の推進に関する法律案（仮称）要綱（案）」について、10月に貴協会に対して情報提供をさせていただきました。食品についての仕入先、仕入日、販売先、販売日等基礎的な情報についての記録の作成及び保存の措置を講じなければならない等々とされているところです。現時点での情報提供ということで御理解をお願いします

8月29日の参議員本会議において株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案（6次化ファンド法）で可決されました。この法律は官民一体で投資ファンドを設置し、6次産業化を支援する法律です。こうした施策の推進に当たっては、皆様方の御理解・御協力が不可欠でありますので、引き続き御支援・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、厳しい経済状況の下、貴協会の益々の御発展と御参集の皆様方の御健勝を祈念申し上げ、私の挨拶といたします。」

出欠状況	理事総数	23名	出席理事	19名	・欠席理事	4名	
	監事総数	2名	出席監事	2名			計 21名
	他にオブザーバー			1名	同席		

司会者が資料に基づき出欠状況を報告、会の成立とともに慣例に則り、議長に会長を指名し議事の進行をお願いする。

それを受けて議長は議事に入った。

#### 第1号議案 上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

議長より、第1号議案を報告するよう指示があり専務理事より手元に配布された資料の確認をした後、概況及び事業活動のポイントを資料に則り報告された。

1. 会員動向の件
2. 公益目的財産額の確定について
3. 農林水産省食品産業環境対策室事業「食品ロスの削減取組」について
4. 農林水産省食品安全保障課事業「不足時の食料安全保障マニュアル」に見直しについて
5. 消費税の増税に対する要望書
6. 食品トレーサビリティの取り組み促進に関する法律案（仮称）要綱（案）について
7. 2012年度「環境自主行動計画」の調査票について
8. 「今後の環境自主行動計画」について
9. 販売促進金請求書の業界統一書式について
10. 複写式伝票をA4カット紙に（漢字ラインプリンターの削減に向けて）
11. 流通BMSの普及推進に向けて小売団体との連携について
12. 「緊急災害時の食料供給に関するガイドライン」について
13. 「食品リサイクル法」への対応ガイドラインについて
14. 上半期の収支決算並びに監査報告
15. 事業予定表

※資料 一般社団法人 日本卸売協会認定「卸売管理士」について  
“「卸売管理士」取得のための総合講座”

以上の項目が順を追って説明された。

同時に上半期の収支決算の内容を説明し、更に、10月31日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、升本 正 監事は「去る10月31日に実施した監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました」と報告をした。

議長はここで、事務局より報告が有った全ての事業活動及び収支決算の内容に対しての質問・意見等求めたが、異議なしの掛け声を以って承認された。

#### 第2号議案 その他

議長から、用意した議案は以上であるが折角の機会であるので何か意見・質問等有ればと声を掛けたところ、堀内理事より、消費税の増税に関して、複数税率に対する日食協の見解につい

て質問があったが、事務局の説明で了解を得た。

また 今後の理事会等の開催予定は

正・副会長会議及び理事会	平成 25 年	3 月 28 日 (木)
	平成 25 年	4 月 25 日 (木)
理事会・定時総会	平成 25 年	5 月 23 日 (木)

であることが事務局より報告され、13 時 20 分閉会となる。

以 上



理事会 会場

平成 24 年 11 月 吉日

農林水産省

大臣 郡司 彰 殿

## 消費税の増税に対する要望書

一般社団法人 日本加工食品卸協会  
会長 國分 勘兵衛

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から加工食品卸業界に対しまして、格別のご指導とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。早速ですが、消費税の増税につきまして要望事項がございますので申し述べさせていただきます。

消費税増税法案は、経済環境の好転を条件に 2014 年 4 月に 8%、2015 年には 10%と段階で引き上げられることになりました。今般の税率引き上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引き上げであり、かつ、二段階にわたり実施されることを踏まえ卸売業としては、その税率の引き上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することがより重要な課題であります。

消費税の増税が実行された場合は、卸売業が取引上の大きなマイナス的負担が課せられることがないよう、細心かつ慎重な運用方法が不可欠であります。特に負担の大きい中小卸売事業者への負担軽減措置等に十分な対策を講じることが重要であります。

つきましては以上を鑑みて、卸売業界として、以下の措置を講じられることを要望いたします。

- ① 価格転嫁の確保にあらゆる施策を検討して万全を期すこと。
- ② 事業所間取引についての経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理方式の統一化を図ること。
- ③ 事業所間取引の外税化と連動し、価格転嫁の確保も踏まえ表示を「外税方式」に一本化すべき。
- ④ 事業者はもとより、徴税側の事務負担やコスト増にもつながる複数税率とインボイスの導入は行わないこと。特に、インボイスの導入は、免税事業者が取引から排除されるなど中小企業に深刻な影響をあたえることが懸念される。
- ⑤ 逆進性対策は、当面は社会保障給付等の歳出面で対応し、将来的には「給付付き税額控除」を検討すること。
- ⑥ 価格転嫁が困難な中小企業負担軽減のために存在する中小企業特例(免税点制度、簡易課税制度)は拡充すること。
- ⑦ 社会保障制度を支える地方の安定財源を確保すること。ただし、地方自治体は、徹底した行財政改革とともに、具体的な用途と財源の必要性を説明する必要がある。

敬具

## 第2回 政策委員会兼食品取引改善協議会開催

－ 10月23日－

平成24年10月23日（火）午前9時半より日食協会議室に於いて開催。主要議案は上半期を終了しての事業総括と下半期の活動に向けての事案検討であった。

＊主要上半期活動報告

- ① 公益目的財産額の確定及び公益目的支出計画について
- ② 農林水産省食品産業環境対策室事業「食品ロスの削減取り組み」について
- ③ 農林水産省食品安全保障課事業「不測時の食料安全保障マニュアル」の見直しについて
- ④ 食品トレーサビリティの取り組みの促進に関する法律案（仮称）要綱（案）について
- ⑤ 販売促進金請求書の業界統一書式について
- ⑥ 卸の発注情報のクラウドコンピュータープール for Web サービスについて
- ⑦ 複写式伝票をA4カット紙に（漢字ラインプリンターの削減に向けて）
- ⑧ 流通BMSの普及推進に向けた小売団体との連携について
- ⑨ 2012年度「環境自主行動計画」についての調査票について
- ⑩ 「緊急災害時の食料供給に関するガイドライン」について
- ⑪ 「食品リサイクル法への対応ガイドライン」の改訂版について
- ⑫ 一般社団法人日本卸売協会認定「卸売管理士」について

## 第3回 政策委員会兼食品取引改善協議会開催

－ 11月15日－

平成24年11月15日（木）午前10時よりアーバンネット大手町ビル東京會館の会議室に於いて本年度第3回の政策委員会兼食品取引改善協議会を開催した。人事異動により新しく政策委員となったメンバーが初参加しての会議となった。主要な議案は11月8日に行われた正・副会長会議及び理事会の内容についての報告と情報の共有化であったが、消費税の増税に対する対応策については行政に対する要望書について詳細を確認した。また当日行われる賛助会員幹事店会の運営と今後の日程についても確認を行った。また新メンバーにて政策委員会の運営体制を強化すべく検討し、協会の正・副会長店4社で委員長・副委員長を担うことを決めた。

## 第15回 賛助会員幹事店会開催

— 11月15日 —

平成24年11月15日（木）午前11時30分より今まで永年会場として使用してきた精養軒日本橋店が閉鎖となったので会場をアーバンネット大手町ビル東京會館に移して第15回賛助会員幹事店会を開催した。会議は、昼食後奥山専務理事の司会進行で冒頭、弊協会を代表して政策委員長 中嶋隆夫氏（三菱食品（株））と賛助会員幹事店を代表して小原利郎氏（味の素（株））からご挨拶をいただいた。ついで事務局から理事会の概要報告を行った。次いで本日の意見交換テーマに入り、「消費税の増税に対する対応について」出席された賛助会員幹事企業全員が発言された。概ね弊協会の基本スタンスと同調される意見が大半であったが、メーカーとして「値ごろ感」を重視した商品、価格政策が重要なのでシニア向けの小量容量化や新商品の開発などが進展する可能性も高いなど現状における対応策について貴重なご意見をうかがうことができた。



賛助会員幹事店会で挨拶する  
政策委員長 中嶋隆夫氏



賛助会員幹事店会で挨拶する  
味の素(株)小原利郎氏



賛助会員幹事店会 会場

## 平成24年度情報システム研修会開催

— 標準化推進を共有化 —

— 10月26日 —

平成24年10月26日（金）午後1時30分より東京日暮里にあるホテルラングウッドに於いて会員卸の情報システム担当者らを対象とした平成24年度情報システム研修会を全国卸売酒販組合中央会との共催で開催した。標準化推進団体の幹部らを講師に招き、システム回りの最新情報を共有するもの。当日は冒頭、日食協情報システム研究会座長の竹腰雅一（伊藤忠食品（株））氏が「売り上げや利益確保のためにWEB利用が常識的になっている。業務やデータの仕組みが標準化となるよう『流通BMS』と協働していく」と挨拶。ついで奥山専務理事が直近の協会活動報告として消費税増税に対する協会方針を説明。「小売業の中には現行価格の維持



開会挨拶する情報システム研究会  
座長 竹腰雅一氏

に向けて商品の仕様変更やコスト構造の見直しを取引先に求める動きがあるが、卸業界としては価格転嫁を基本に考えている」と述べ、低所得層の負担緩和策として議論されている複数税率の導入に対しては「事務負担やコスト増につながる」として反対の立場を取り、社会保障給付などによる対応を政府に求めていく。続いて行われた講演では、製配販連携協議会（消費財大手 43 社が参加する全体最適推進組織）の事務局を務める流通経済研究所専務理事の加藤弘貴氏が同協議会の 2011 年度の活動成果を披露。昨年の 3 分の 1 ルールの改善研究に続き、今年度は農林水産省を交えて食品ロス削減検討ワーキンググループを設置し、この問題をさらに掘り下げるといふ。

一方、ファイネット企画・開発部専任部長の太田岳秀氏は、同社 EDI 事業の一環として 11 月に導入する販促金請求データの PDF 変換サービスを紹介。卸が業界標準の日食協フォーマットで作成した請求データを PDF に置き換えてメーカーに提供するもので、紙帳票からの移行によって郵送費の低減や請求・支払業務の合理化が期待できる。

国分と加藤産業は、サービス開始と同時にこの仕組みを活用し、EDI 未対応の中小メーカーなどと販促金処理業務の合理化を進める考え。ついで「サントリーグループのデジタルマーケティングの事例」を山内雄彦氏（サントリービジネスエキスパート（株））が講演した。その後懇親会では、開会挨拶を塩本昇氏（全国卸売り酒販組合中央会）が、中締めを竹内恒夫氏（旭食品（株））が行って閉会した。



情報システム研修会 会場



懇親会で挨拶する塩本昇氏



情報システム研修会 懇親会会場



「流通システム標準普及推進協議会」の活動について

一般財団法人 流通システム開発センター  
研究開発部主任研究員

坂本 真人 氏



「製・配・販連携協議会」の活動状況について

財団法人 流通経済研究所  
専務理事

加藤 弘貴 氏



「販売促進金のEDIの現状と請求書のPDF変換サービス」について

株式会社 ファイネット  
企画・開発部 専任部長

太田 岳秀 氏



「サントリーグループのデジタルマーケティングの事例」について

サントリービジネスエキスパート株式会社  
グループ情報部 部長

山内 雄彦 氏

# 蜜柑缶詰の現況についての意見交換会開催

— 商品開発研究会 —

10月24日（水）15時30分より、日食協会議室に於いて日本蜜柑缶詰工業組合の幹部の方と商品開発研究会幹事企業との蜜柑缶詰の現況についての意見交換会を開催した。日食協の商品開発研究会座長の島垣研二氏（株）サンヨー堂）の司会進行で、最初に日本蜜柑缶詰工業組合 理事長 武井建登氏（紀州食品（株））からご挨拶をいただいた後、事務局長の川手 浩司氏から配布資料に基づき製造状況、原料価格、在庫状況等について説明がなされた。特に本年は裏年にあたるものの原料確保も前年並程度は見込み、パッカーの製造能力も高いことから65～70万ケースの生産量は見込まれるとのこと。今年の蜜柑原料は小玉で酸味が少なく甘味が高い。国産蜜柑缶詰の需要開拓や付加価値対策などについて熱心な意見交換がなされた。



商品開発研究会 会場

## 参考資料

### 1. 平成23年度みかん缶詰ホール品製造状況

缶型	仙台	清水	神戸	福岡	実函計	換算計
1/06	8,912	55,695	62,103	78,856	205,566	256,958
2/24		3,260	26,794	24,095	54,149	73,643
M3/24			5,054	23,051	28,105	16,020
4/24	17,053		19,424	392,767	429,244	313,348
5/24			10,070	113,183	123,253	61,627
5/48			1,559	12,396	13,955	13,955
その他				8,117	8,117	1,423
実函計	25,965	58,955	125,004	652,465	862,389	
換算計	23,589	74,053	137,724	501,608		736,974
22年度	23,988	43,985	111,467	361,641		541,081
21年度	28,721	82,127	173,924	627,148		911,920
20年度	13,853	40,881	107,927	409,794		572,455

工場数

仙台1社 清水1社 神戸4社 福岡5社6工場

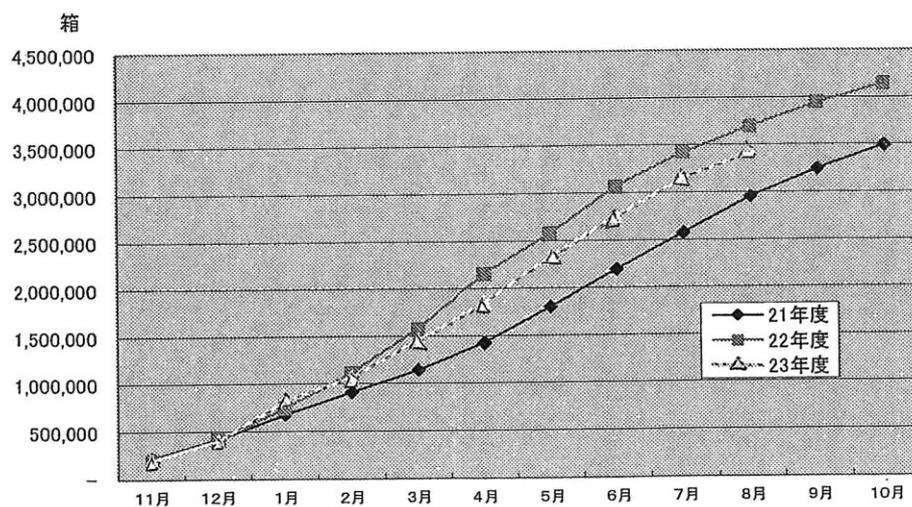
計11社 12工場

## 2. みかん缶詰輸入動向

平成24年8月の財務省通関統計によるとミカン缶詰の輸入数量は315千匁(前年対比114%)となっている。

平成23年度輸入数量(単位:5/48換算)

年 月	中 国	ス ペ イ ン	合 計	前年同時期		合 計
				中 国	ス ペ イ ン	
23/11	198,540	2,180	200,720	197,904	1,484	199,388
12	199,146	2,266	201,412	209,427	4,606	214,033
24/ 1	429,483	3,316	432,799	332,157	2,381	334,538
2	231,424	3,563	234,987	364,325	6,171	370,496
3	390,059	4,751	394,810	456,373	4,276	460,649
4	382,570	6,571	389,141	573,251	7,236	580,487
5	462,961	15,166	478,127	409,398	9,866	419,264
6	419,203	4,698	423,901	482,490	10,667	493,157
7	403,293	674	403,967	349,246	1,685	350,931
8	309,711	5,151	314,862	270,939	4,381	275,320
9				244,690	2,129	246,819
10				202,002	5,691	207,693
累 計	3,426,390	48,336	3,474,726	4,092,202	60,573	4,152,775
前年対比 %	94.0%	91.6%	94.0%			

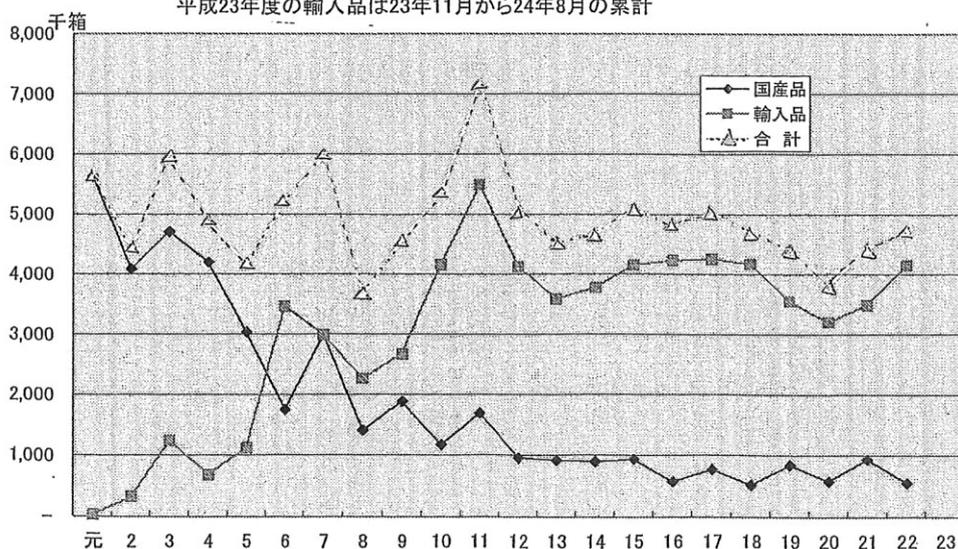


### 3. みかん缶詰の国内供給量の推移

単位:5号缶×48缶

年度	供給量			供給比率	
	国産品	輸入品	計	国産品	輸入品
	千函	千函	千函	%	%
平成 1	5,632	38	5,670	99.3	0.7
2	4,093	332	4,425	92.5	7.5
3	4,715	1,240	5,955	79.2	20.8
4	4,200	689	4,889	85.9	14.1
5	3,040	1,128	4,168	72.9	27.1
6	1,755	3,474	5,229	33.6	66.4
7	2,984	2,994	5,978	50.0	50.0
8	1,415	2,264	3,679	38.5	61.5
9	1,885	2,679	4,564	41.3	58.7
10	1,184	4,168	5,352	22.1	77.9
11	1,692	5,498	7,190	23.5	76.5
12	967	4,128	5,095	19.0	81.0
13	923	3,592	4,515	20.4	79.6
14	900	3,781	4,681	19.2	80.8
15	943	4,156	5,099	18.5	81.5
16	580	4,235	4,815	12.0	88.0
17	773	4,262	5,035	15.4	84.6
18	530	4,177	4,707	11.3	88.7
19	847	3,556	4,403	19.2	80.8
20	581	3,207	3,788	15.3	84.7
21	938	3,499	4,437	21.1	78.9
22	557	4,153	4,710	11.8	88.2
23	752	3,475	4,227	17.8	82.2

注)数量中にはホール品、ブロークン品等を含む。  
 輸入品は11月から翌年10月までの累計(財務省通関統計)  
 平成23年度の輸入品は23年11月から24年8月の累計



#### 4. 平成 23 年産みかん缶詰在庫状況

(平成24年7月末在庫調査)単位:千箱

缶型入数	年度	製造数	在庫数	出荷率	在庫率	左のうち 預かり率	未販売率
		千箱	千箱	%	%	%	%
1/06	23	206	128	38	62	33	29
	22	166	94	44	56	36	20
	21	277	129	53	47	28	19
2/24	23	54	35	35	65	31	34
	22	30	17	42	58	46	12
	21	64	48	25	75	48	27
M3/24	23	28	17	39	61	61	-
	22	57	11	81	19	19	-
	21	71	14	80	20	20	-
4/24	23	429	224	48	52	43	9
	22	282	115	61	39	37	2
	21	478	228	53	47	42	5
5/24	23	151	47	69	31	24	7
	22	107	18	84	16	8	8
	21	169	67	60	40	29	11
その他	23	8	-	-	-	-	-
	22	7	4	43	57	32	22
	21	10	5	50	50	25	25
実箱数	23	876	451	49	51	37	14
	22	649	258	60	40	33	7
	21	1,069	490	54	46	35	11
換算計	23	737	405	45	55	37	18
	22	541	240	56	44	34	10
	21	912	437	51	48	35	13

※製造数はホール品(丸缶)数である。

5/48は5/24に含む。

# 2012 年度 一般社団法人日本加工食品卸協会の環境自主行動計画 についての調査票提出の内容骨子 (2011.4~2012.3)

(提出先：農林水産省食品産業環境対策室)

— 環境数値算定標準化協議会・環境問題対応WG —

\*一般社団法人 日本加工食品卸協会の会員数 正会員 135名 (平成24年3月末現在)

## I. 温暖化対策 (CO<sub>2</sub>排出抑制対策)

### ①特定荷主 (輸配送部門)

- ・ フォローアップに参加している会員卸数及び売上高 (倉出売上高他)  
10社 76,645億円 (前年比 112.6%)
- ・ フォローアップカバー数 正会員の 7.4% (10社/135社)  
(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・日本酒類販売・マルイチ産商・三井食品・ヤマエ久野・三菱食品)

### ②特定事業者 (事業場部門)

- ・ フォローアップに参加している会員卸数及び使用面積 (延床)  
16社 4,433,135 m<sup>2</sup> (前年比 102.1%)
- ・ フォローアップカバー数 正会員の 11.9% (16社/135社)  
(旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・関東国分・国分・佐藤・昭和・トークン・日本アクセス・三菱食品・日本酒類販売・藤徳物産・マルイチ産商・三井食品・ヤマエ久野・ユアサフナショク)

## 1. 自主行動計画における目標

各企業活動に伴うエネルギー消費量・原単位を基準年度 2006 年度に対し、2011 年度に於いて事業所毎に 95%の水準にすることを目標とする。

## 2. 目標達成のための取り組み

### (特定荷主)

- ・ 着荷主との取引慣行の見直し
- ・ 物流センターの統廃合
- ・ 配送委託先ドライバーに対するエコドライブの啓発・推進
- ・ 積載効率良化のための配送頻度の見直し
- ・ ASP サービス運行管理システムを委託物流会社に提供
- ・ 共配事業拡大に伴う卸売業界全体の CO<sub>2</sub> 削減

### (特定事業者)

- ・ 使用エネルギーの見える化推進

- ・デマンド管理システムの導入
- ・窓ガラスへの遮光フィルムの導入
- ・OA機器、照明器具等の省エネ機器への変更
- ・パソコンの省電力設定、離席時のノートパソコンの蓋締め
- ・空調の効率運転、設定温度の調整
- ・不要時間照明消灯の徹底やエレベーターの使用削減
- ・クールビズ、ウォームビズの導入、実施と扇風機・サーキュレーターを活用した設定温度の調整
- ・ボイラーのエネルギー転換（A重油⇒都市ガス）

### 3. エネルギー消費量・CO<sub>2</sub>排出量の実績

#### \*（特定荷主企業 10 社合計数値）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年度	2011年度
生産高 (倉出売上高他/億円)	55,546	65,355	66,385	66,079	68,090	76,645
エネルギー消費量 (原油換算 k1)	130,200	142,576	137,952	134,726	138,517	151,015
エネルギー消費量原単位 (原油換算/億円)	2.34	2.18	2.08	2.04	2.03	1.97
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	345,786	378,371	366,226	357,592	367,240	400,961
CO <sub>2</sub> 排出原単位 (t-CO <sub>2</sub> /億円)	6.23	5.79	5.51	5.41	5.39	5.23

#### \*（特定事業者企業 16 社合計数値）

	2009年度	2010年度	2011年度
使用面積 (㎡)	4,400,240 ㎡	4,342,886 ㎡	4,433,135 ㎡
エネルギー消費量 (原油換算 k1)	137,347k1	145,547k1	138,528k1
エネルギー消費量原単位% (原油換算/使用面積)	3.120	3.350	3.125
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	240,827	234,904	233,882
調整後 CO <sub>2</sub> 排出量	205,027	205,179	204,626
CO <sub>2</sub> 排出原単位 (t-CO <sub>2</sub> /使用面積)	0.0547	0.0541	0.0528
調整後 CO <sub>2</sub> 排出原単位	0.0466	0.0472	0.0462

#### 【2011年度のエネルギー消費量・CO<sub>2</sub>排出量増減の理由】

##### (特定荷主)

- ・2011年度における加工食品卸業界は、大震災の影響もあって加工食品の需要が旺盛で売上げ増加し、また物流受託事業も大幅に拡大して総体の売上高は76,645億円前年比112.6%となる。この成長に伴いエネルギー消費量も大幅に増加するも、エネルギー使用の効率指標となる原単位では順調に低減化することが出来た。またCO<sub>2</sub>の排出量も売上伸長率を下回る（前

年比 109.2%) 伸びに抑制された。

#### (特定事業者)

- ・使用面積は前年から 102.1%と増加するも、エネルギー使用量は東日本エリアで電力が前年比 15%の削減目標の需要抑制策が講じられ前年比 95.2%と大幅に減少し、CO<sub>2</sub>の排出量も低減された。

#### 4. クレジット等の活用状況と今後の予定

- ・自主行動計画に参画している事業者のうち 1 社は、J-VER 物流分野のクレジットを 13 t CO<sub>2</sub> 創出 (2010 年～)。2012 年までに 57 t CO<sub>2</sub> 創出。J-VER 森林分野クレジットは 9 t CO<sub>2</sub> 創出 (2009 年～) 2012 年末までに 1,054 t CO<sub>2</sub> 創出する見込み。一部オフセットに使用している。国内クレジットは、物流分野で 2 方法論を作成。J-VER、国内クレジットの統合クレジットの動きと連動し更にクレジットを取得して活用を検討。

#### 5. 森林吸収に関して

- ・自主行動計画に参画している事業者のうち 1 社は、関係者が保有する三重県松阪市の山林を J-VER の間伐促進型プロジェクトとして認証を受け、5 年計画で手入れを進めています。その山林は森林吸収の観点だけでなく生物多様性の面も考慮に入れて管理を行っています。

## II. 廃棄物対策

### 1. 自主行動計画における目標

事業所毎に発生する廃棄物の発生量を抑制して、減量化し、一層の再資源化を進めて、排出物の削減に努める。

### 2. 目標達成のための主要な取り組み

- ・事務消耗品の廃棄物 (特に書類) の発生を極力抑制
- ・コピー紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数活用の推進
- ・電子化による紙類の使用減を図る
- ・分別収集による資源リサイクルの推進
- ・過剰梱包材・配送資材の廃止依頼
- ・流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
- ・「食品リサイクル法」のリサイクル率達成に向けて廃棄物管理の徹底
  - ①電子マニフェスト化による「見える化」促進
  - ②廃棄物処理ルートの見直し

### 3. 2011 年度に実施した廃棄物対策の事例、効果

- ・2007 年度に弊協会が作成した「改正食品リサイクル法への対応ガイドライン」「産業廃棄物の処理について」の改訂版を活用した啓蒙・普及活動
- ・食品廃棄物の発生抑制の原単位設定への取り組み

#### 4. 廃棄物・再資源化量等の実績

- ・フォローアップに参加している会員卸数及び売上高

8社 5,831,434 百万円

- ・フォローアップカバー数 正会員の 5.9% (8社/135社)

(伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・トーカン・藤徳物産・マルイチ産商三菱食品)

#### \* (定期報告事業者 8社の合計数値)

	2009 年度実績 (7 社)	2010 年度実績 (6 社)	2011 年度実績 (8 社)
食品廃棄物	1,358 t	1,384 t	3,512 t
再資源量	639 t	784 t	1,167 t
再資源化率	47.0%	56.6%	33.2%
売上高合計(百万円)			5,831,223 百万円
発生原単位 (kg/百万円)			0.60223kg/百万円

#### 【廃棄物排出量増減要因分析】

- ・食り法の改正から食品廃棄物の排出量の定期報告制度ができ、業界の食品廃棄物排出量が把握できるようになった。この定期報告事業者の数値を集計して業界の食品廃棄物排出量としている。2011年度は東日本大震災の商品廃棄物を多く含んで大幅に増加した。

尚、前年まで継続した OA 用紙の使用量は、流通の再編・統合により継続把握が困難となり集計を中止とした。

以上

## 第5回 全国事務局会議開催

— 11月9日 —

平成 24 年 11 月 9 日 (土) 日暮里にあるホテルラングウッドに於いて第 5 回目となる全国事務局会議を開催した。一般社団法人に名称を変更して初めての全国事務局会議の開催となるが、これまでは公益法人制度改革への対応として協会の運営ガバナンスが変わることから本部・支部の会計の統合、処理基準の統一化などをおこなうため情報の共有化を目指して開催してきた。当日は 12 時 30 分に集合して昼食後、本部・支部の事務局メンバー



全国事務局会議 会場

に一部異動あったこともあり各自自己紹介を行って議事に入った。支部総会資料の統一化や 11 月 8 日行われた理事会の概要報告、本決算の日程などを確認した。終了後は、例年のように当日同会場で行われた関東支部経営実務研修会に合流していただいた。

## 「食品産業を巡る環境対策等について」の意見交換会開催

— 11月30日 —

平成24年11月30日（金）日食協会議室に於いて開催された環境数値算定標準化協議会実務委員会兼環境問題対応ワーキング・グループ（A チーム）の会議の冒頭に農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室の牧野課長補佐、長副係長にご来所いただき「食品産業を巡る環境対策等について」ご講演をいただいた。業界の「環境自主行動計画」の「温暖化計画」の後継として「低炭素社会実行計画」の策定を要請されている中で、エネルギー・環境会議の動向や政府の2013年度以降の「地球温暖化対策の計画」等についてご説明をいただいた。低炭素社会実行計画の経緯としては、我が国は2013年以降の京都議定書第2約束期間に参加しないものの、将来の枠組み構築に向けて尽力していくこととしているので、各産業界に地球温暖化対策の柱として業界の自主目標値を求めている。弊協会も3月に予定している理事会に業界の削減目標を提言できるよう検討会を継続して行っていく予定。



食品産業を巡る環境対策についての意見交換会

### 支部活動

## 関東支部 経営実務研修会開催

— 11月9日 —

平成24年11月9日（金）関東支部の経営実務研修会が日暮里のホテルラングウッドで開催された。当日は山本忠司氏（国分（株））の司会進行で、最初に関東支部長の田中茂治氏（（株）日本アクセス）が、「食品流通業界は震災特需の反動や原料高などで経営環境が厳しさを増しており、さらに2014年4月の消費税の増税によって競争激化を含む大幅なコスト負担増が危惧される。5年前にも業界は原料や燃料費の高騰で川上インフレ・川下デフレ現象に苦慮し、値上げや容量変更などで努力したことが思い出される。ようやくデフレ改善の糸口が見え、流通が少し潤ってきたかというところで、2008年のリーマン・ショックで元のもくあみとなった。いま業界は当時と同様の状況を迎え、全く違うのは小売業のPBが存在すること。2014年の増税にともない流通が生む付加価値を回収され業界が疲弊することがないよう、価格転嫁に万全を期すべき」と強調し挨拶した。ついで奥山専務理事が、日食協の消費税の増税に対する要望を報告した。続いて、講演の部に入り、証券アナリストの視点で卸有用論を問



開会の挨拶をする  
関東支部長 田中茂治氏



懇親会で挨拶する関東支部  
流通業務委員長 大河内 茂氏

いた書籍「日本の問屋は永遠なり」を5月発刊したH&Lリサーチ代表 有賀泰夫氏が講演を行った。有賀代表は1962年発刊の「流通革命」が予言した「問屋無用論」に対し、著書のテーマに沿って「卸売業はこの20年間、わが国の流通で決定的な存在感を増した」と逆説的に結論づけた講演を行った。日本で卸が消滅しなかった背景には1973年の大店法で流通が制限されたことがあるが、その間、卸はロジスティクス、マーチャンダイジングの2大機能へ磨きをかけ、日本の流通における不可欠な存在意義を確立し

た。特に高度な物流・在庫管理機能の発揮により、小売業のキャッシュフロー経営に大きな影響を与えている点を強調した。終了後懇親会に移り、関東支部流通業務委員長の大河内 茂氏（株）升喜）が開宴と乾杯の挨拶を行い、中締めを松本大介氏（三菱食品（株））が行って閉会とした。



関東支部経営実務研修会

※食品新聞 11月14日掲載記事

### 「日本の問屋は永遠なり」 “時の人” 有賀泰夫氏が講演

「米国の小売業は売上の10%（に相当する資金）を銀行から借り入れている。一方、日本の食品スーパーはキャッシュ・コンバージョン・サイクル（CCC）が短いので、銀行に借りなくても新店を出せる。小売に有利なこの状況を生み出しているのが、加工食品卸のロジスティクス機能だ」

食品製造・流通アナリストでH&Lリサーチ代表の有賀泰夫氏は9日、日本加工食品卸協会（日食協）関東支部主催の研修会で講演し、「小売業へのキャッシュ供給機能」という独自の観点で加工食品卸の存立意義と取引価値を説明した。

有賀氏は今年5月、ファンドマネージャーの大竹慎一氏との共著『日本の問屋は永遠なり』を上梓。卸のロジスティクス技術と小売の回転差資金の相関を読み取った画期的な流通理論を展開し、業界トップ層に注目される“時の人”となった。

回転差資金（仕入代金決済と商品販売のタイムラグによって生じる資金）が小売業の投資活動の源泉であることは、故・渥美俊一氏らが早くから指摘していた。有賀氏の理論は、過去20年で飛躍的に向上した卸物流が小売の在庫を極少化し、回転差資金の増大に寄与しているとするものだ。

9日の講演ではこの理論を日米企業のCCC（売掛金回転日数＋在庫回転日数－買掛金回転日数）の違いなどに基づいて詳しく説明。食品スーパーの場合、米国のプラス10.7日（代表的な



講演する有賀泰夫氏

上場3社平均) に対し、日本はマイナス14.3日(同)と圧倒的に有利な状況であることを示すとともに「国内加工食品卸(上場大手3社平均)のCCCはマイナス22.2日と、世界的にも突出した高水準にある。このことが食品スーパーへのキャッシュ供給機能として絶大な効果を発揮している」と述べた。

また、加工食品卸との取引を回転差資金の拡大と出店強化につなげる事業モデルがドラッグストアチャンネルに波及している現状に触れ、「いまや卸の存在抜きには流通を語れない状況となっている。この強みを十分に理解し、主張してほしい」と会場の卸関係者らに自覚を求めた。

## 近畿支部 共催で第9回実務研修会開催

— 11月19日 —

平成24年11月19日(月)近畿支部は大阪府食品卸同業会と共催で「第9回実務研修会」を大阪府都島区の太閤園で開催した。当日は元イズミヤ上席執行役員で、現ミッションワン代表取締役の高田英男氏が「今、小売業が食品卸売業、メーカーに期待するもの」をテーマに講演。正・賛助会員80社170人が参加した。はじめに、同業会の濱 俊一副会長(株)サンヨー堂が開会の挨拶を「政治が停滞し不安定な状況のなかで、家電業界はノックアウト寸前となっている。我々食品業界においても厳しい状況が続く。少子高齢化・デフレ・需要減少といった環境が影響しており、それを乗り越えるには一筋縄ではいかないが一企業として小さな発見を見つけることはできる。本年の活動は今回の実務研修会が最後で、来年は1月の賀詞交換会から始まる。会員の役に立つことを今後も行っていく」と話した。引き続き研修会が行われ、高田氏は33年間の小売業の経験から「小売業の中間決算を見ると多くの企業が厳しい結果となった。各社低価格・PB・DCの自前化・絞込みを行っているが、これはやり方を間違えると全てが駄目になる。売れる商品には特徴があり、現場で売る人が興味を持つような商品は売れる。その商品にストーリーを加えることが大切だ」と話された。現在の小売業の課題や、メーカーに求められているもの、バイヤーのABC分析による小売の弱体化など、実体験を例に出しながら説明した。



近畿支部 実務研修会会場

# 北陸支部 経営実務研修会開催

— 11月22日 —

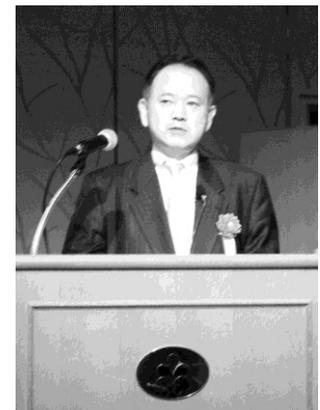
平成24年11月22日（木）北陸支部主催の経営実務研修会が金沢市のホテル日航金沢で開催された。

当日は、会員卸と賛助会員合わせて総勢90名が出席し、研修会の冒頭、北陸支部長の荒木 章氏（カナカン（株））が「昔当たり前であったことが当たり前でなくなった、学歴と人格がイコールでなくなった、企業規模の大きいところが取引姿勢が良いとは限らない、取引規模が大きいのが利益があるとは限らない。小売業の価格競争が厳しく異常な取引環境の中で卸の本来的使命は何か、忘れていたような原点を改めて感じていただければと考え本日の講演会をご用意した」と開会の挨拶を述べた。次いで奥山専務理事が「日食協の事業活動報告」を行い、講演の部に入った。講師は、アナリスト H&L リサーチ代表 有賀 泰夫氏にお願いし「日本の問屋は永遠なり」という演題でご講演いただいた。主な講演内容は、



開会の挨拶をする  
北陸支部長 荒木 章氏

1. 1990年代以降の卸売業高成長の背景
  - ① 大店法の緩和による影響
  - ② 小売市場の競争原理と卸売業の位置づけ
  - ③ 小売業に不可欠な卸売業のロジスティクス技術
2. ロジスティクス技術が小売業のキャッシュに与える影響
  - ① キャッシュ・コンバージョン・サイクルと小売業
  - ② 内外比較と国内比較
  - ③ 卸売業活用で新業態が躍進
3. 卸売業の存在感とメーカーに対する影響
  - ① 卸を使わなかった日本のコココーラビジネスの凋落
  - ② 卸売業をフルに活用したキューピーの成長
  - ③ 卸売業を活用することの重要性



講演する有賀泰夫氏

終了後、懇親会に移り、北陸支部副支部長の澤田悦守氏（北陸中央食品（株））が開宴の挨拶を行い、中締めを塩田則國氏（（株）田中與商店）が行って閉会となった。



開宴の挨拶をする澤田悦守氏



経営実務研修会 会場

## 九州沖縄支部連絡協議会・賛助会員連絡会開催

— 12月4日 —

平成24年12月4日（火）九州沖縄支部は、博多ANAクラウンプラザホテルにおいて17時より連絡協議会を開催した。

当日は、事務局の白土恵一氏（コゲツ産業（株））の司会で始まり、冒頭に九州沖縄支部長の本村道生氏（コゲツ産業（株））が開会の挨拶を行い、ついで議事に入り、①平成25年度九州沖縄支部及び各県同業会主催新年交礼会について②年未年始配送について（要請文の確認）③各県同業会の活動内容について審議検討し、最後に今後の支部活動の活性化についての意見交換を行った。次いで奥山専務理事から日食協の活動内容について報告を行った。終了後、会場を移して賛助会員連絡会を開催した。



賛助会員連絡会 開会の挨拶をする九州沖縄支部長 本村道生氏



連絡協議会 会場

連絡協議会に引き続き事務局の司会進行で始まり、最初に本村支部長が開会の挨拶を行い、事務局から連絡協議会と同様の内容を報告し、奥山専務理事が日食協の活動報告を行った。終了後、懇親会を行い、開宴のご挨拶を賛助会員を代表して島本達矢氏（味の素（株））が行い、中締めを副支部長の代理で網田日出人氏（ヤマエ久野（株））が幹な博多一本締めで行い閉会した。

### ブロック活動

## 中部食料品問屋連盟 正会員・賛助会員合同懇談会開催

— 11月13日 —

中部食料品問屋連盟は11月13日、正会員・賛助会員合同懇談会を名古屋観光ホテルで開催、正会員・賛助会員など247名が出席した。

合同懇談会は、冒頭、中食連会長の永津邦彦氏（（株）トークン）が開会挨拶を次のように述べた。「明るい材料が少ない中で低価格競争が広がっている。この状況の中で卸としてニーズを的確に把握して取引先とコストダウンや体質強化に取組み、結果として構造的に低価格販売に対応できる体制を構築しなければならない。また、低価格販売だけでは限界がある。既存のフォーマットだけではなく、新しいフ



永津邦彦中食連会長  
開会のご挨拶

フォーマットを考えていかないといけない。食品業界以外では製造小売に取り組む企業が成果を出しており、食品業界でも倣う動きが見られる。卸を取り巻く環境は厳しさを増しているが、状況改善のきっかけを掴む場として中部食料品問屋連盟を有効に活用して欲しい。ついで日食協の奥山専務理事が「今年は流通革命の発表から50年であるが、卸は自らの存在価値の向上を目指し機能の高度化に取り組んできた。中でも情報武装型卸売業ビジョンと高度な品質を提供する物流サービス機能は特筆すべき成果である」と述べ、さらに消費税の増税については、「本体価格と消費税は全く別のものでありあらゆる施策を検討して価格転嫁の確保に万全を期すことを要望している。表示については事業所間取引の外税化と連動して価格転嫁の確保も踏まえ「外税方式」の一本化を目指している。また複数税率に伴うインボイス制度の導入は、事務負担が大きくコスト増につながるため反対の立場を表している。このほかにも事行所間取引の経過措置の継続適用などの要望があり、農林水産省などに対し他の業界団体と連動して働きかけている」と報告した。講演の部では健康社会学者・気象予報士の河合 薫氏を講師に招き「人生を決める！ワークバランスとは？」の演題で行い、皆が一步を踏み出し、人生における傘を貸し借りできる環境を作り出す大切さを説明し、特に、「挨拶と無駄を大切にする」とした考え方は聴衆からおおいに賛同を得た。終了後懇親会に移り、中食連副会長の青木昌博氏（(株)名給）が開会の挨拶の後、賛助会員を代表して川村 修氏（カゴメ(株)）が「価値訴求など変化をつける提案をしたい」と述べ乾杯の音頭をとった。中締めを稗田 旭氏（(株)ミツカン）が行って散会した。



講演する河合 薫氏



合同懇談会 会場

## 関連省庁・団体からのお知らせ

「食べて応援しよう！」の取組に参加しませんか？

— 農林水産省 —

### 「食べて応援しよう！」の取組に参加してみませんか？

#### 食べて応援しよう！とは？

東日本大震災による被災地やその周辺地域の農林水産物、加工食品といった被災地産食品を積極的に利用することで、被災地の復旧・復興を応援しようとする取組を行う際の共通のキャッチフレーズです。

- 全国で支援の輪が広がっています



デパートで販売促進フェアの開催



被災地産食品を使用したメニューの提供

- 色、フォント、大きさなど自由に変えてオリジナルのロゴを作成できます

基本型を…

こんが感じて加工したり…

このように使ってもOKです！

- 参加するためには

お問い合わせ先の農林水産省のHPで簡単な参加登録手続きを行って下さい。また、フードアクションニッポンの推進パートナーにご登録いただければ、ポスターなどのPRグッズも利用（無償）可能です。

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/fd37.html>  
[http://syokuryo.jp/tabete\\_ouen/tool.html](http://syokuryo.jp/tabete_ouen/tool.html)



(ポスター) (のぼり)

皆さまのご協力をお願いいたします

☎ お問い合わせ先

農林水産省食料産業局食品小売サービス課 TEL：03-3502-5741

平成 24 年 10 月 24 日

公正取引委員会

## 第 1 下請法の運用状況

### 1 書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めてきている。

平成 24 年度における書面調査は、これまでに資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 38,781 名を対象に実施したところであり、今後、当該親事業者と取引のある下請事業者に対する調査を実施する予定である。

### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

平成 24 年度上半期（平成 24 年 4 月から 9 月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

#### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第 1 表参照）

##### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は 3,132 件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 3,098 件、下請事業者等からの申告によるものが 34 件である。

##### イ 処理状況

下請法違反被疑事件の処理件数は 3,137 件であり、このうち、2,942 件について勧告又は指導の措置を講じている。

##### (7) 勧告

勧告件数は 10 件であり、このうち、8 件が卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係るものであった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳については、下請代金の減額が 10 件、返品が 3 件、不当な経済上の利益の提供要請が 4 件であり<sup>(注)</sup>、その概要は別紙 1 のとおりである（平成 20 年度以降の勧告事件については、参考資料参照）。

(注) 1 つの勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるので、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

## (1) 指導

指導件数は2,932件であり、これは昭和31年の下請法施行以降、半期の数としては過去最多となっている。指導を行った主な事件の概要については別紙2のとおりである。

第1表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
合計	3,098 [3,014]	34 [38]	0 [1]	3,132 [3,053]	10 [6]	2,932 [2,714]	195 [206]	3,137 [2,926]
製造委託等	2,364 [2,268]	29 [25]	0 [1]	2,393 [2,294]	10 [3]	2,268 [2,082]	116 [120]	2,394 [2,205]
役務委託等	734 [746]	5 [13]	0 [0]	739 [759]	0 [3]	664 [632]	79 [86]	743 [721]

(注1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

(注3) 勧告又は指導を行った事件の中には、複数の委託取引において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為を主として行った委託取引に区分して、件数を計上している。

(注4) [ ]内の数値は、前年度同期の件数である。

## (2) 下請法違反行為の類型別件数（第2表参照）

勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が3,135件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が1,366件となっている。

実体規定違反行為の類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が776件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の56.8%）と最も多く、次いで、②手形期間が120日（繊維取引の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付が186件（同13.6%）、③下請代金の減額が153件（同11.2%）と続いている。

第2表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(%)]

	手続規定			実体規定											合計	
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたさ	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置		小計
合計	2,588 [2,301] (82.6)	547 [443] (17.4)	3,135 [2,744] (100.0)	35 [19] (2.6)	776 [833] (56.8)	153 [84] (11.2)	26 [22] (1.9)	60 [103] (4.4)	26 [50] (1.9)	36 [25] (2.6)	186 [174] (13.6)	31 [24] (2.3)	37 [43] (2.7)	0 [0] (-)	1,366 [1,377] (100.0)	4,501 [4,121]
製造委託等	2,039 [1,828] (83.8)	394 [322] (16.2)	2,433 [2,150] (100.0)	27 [15] (2.7)	506 [537] (49.8)	125 [70] (12.3)	22 [20] (2.2)	51 [84] (5.0)	16 [31] (1.6)	35 [25] (3.4)	178 [162] (17.5)	29 [17] (2.9)	27 [31] (2.7)	0 [0] (-)	1,016 [992] (100.0)	3,449 [3,142]
役務委託等	549 [473] (78.2)	153 [121] (21.8)	702 [594] (100.0)	8 [4] (2.3)	270 [296] (77.1)	28 [14] (8.0)	4 [2] (1.1)	9 [19] (2.6)	10 [19] (2.9)	1 [0] (0.3)	8 [12] (2.3)	2 [7] (0.6)	10 [12] (2.9)	0 [0] (-)	350 [385] (100.0)	1,052 [979]

- (注1) 1つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。  
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれている。  
(注3) [ ]内の数値は、前年度同期の件数である。また、( )内の数値は、各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100とならない。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成24年度上半期においては、下請事業者が被った不利益について、下請代金の減額分の返還等、総額46億4908万円分の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者3,869名に対し、総額31億1314万円の減額分を返還した（第3表参照）。

第3表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還総額
61名 [36名]	3,869名 [1,469名]	31億1314万円 [4億8165万円]

(注) [ ]内の数値は、前年度同期のものである。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者1,788名に対し、総額13億7316万円の遅延利息を支払った（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払総額
45名 [37名]	1,788名 [794名]	13億7316万円 [8859万円]

(注) [ ]内の数値は、前年度同期のものである。

ウ 返品事件においては、親事業者は、下請事業者121名から総額1億5737万円相当の商品を引き取った（第5表参照）。

**第5表 返品事件における商品の引取り状況**

引取りを行った親事業者数	引取りを受けた下請事業者数	引取りを行った商品の総額
4名 [0名]	121名 [0名]	1億5737万円 [0円]

(注) [ ]内の数値は、前年度同期のものである。

エ 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者は、下請事業者32名に対し、総額541万円の利益提供分を返還した（第6表参照）。

**第6表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況**

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還総額
2名 [2名]	32名 [55名]	541万円 [2541万円]

(注) [ ]内の数値は、前年度同期のものである。

#### (4) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照。）。

平成24年度上半期において、このような取扱いを行った事案は2件であり、いずれも下請代金の減額事件であった。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.december/081217.pdf>

## 第2 企業間取引の公正化への取組

下請法等の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ的確に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は各種の施策を実施しているところ、平成24年度上半期の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会・説明会等

#### (1) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成24年度上半期においては、全国31会場で実施した。

#### (2) 業種別講習会

過去に下請法及び優越的地位の濫用規制の違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成24年度上半期においては、合計10回（大規模小売業者等向け4回、物

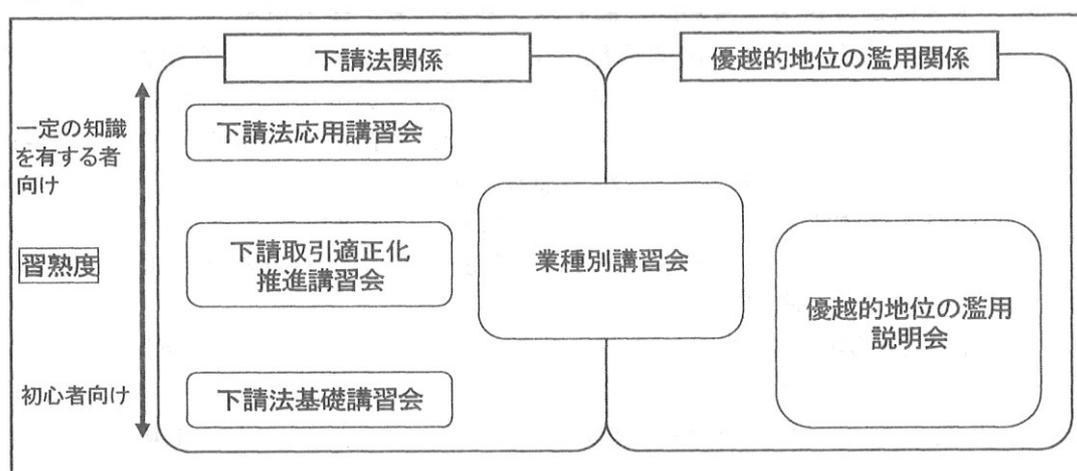
流事業者と取引のある荷主向け4回、ホテル・旅館向け2回)の講習会を実施した。なお、近年、下請法における卸・小売業者によるプライベートブランド商品等の製造委託に係る勧告事件の件数・割合が大きくなっていることを踏まえ、大規模小売業者等向け講習会において、プライベートブランド商品等の製造委託に係る下請法上の問題について注意喚起を行った。

### (3) 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の説明会等

平成22年11月30日に策定・公表した「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(以下「優越ガイドライン」という。)を広く周知することにより、優越的地位の濫用行為の未然防止を図る観点から、事業者団体等向けに説明会等を実施している。

平成24年度上半期においては、2回の説明会を実施するとともに、優越ガイドラインに関する資料の提供を行った。

#### (参考) 公正取引委員会が実施する講習会等の体系図



## 2 下請法等に係る相談・指導

### (1) 下請法等に係る相談・指導

公正取引委員会は、年間を通して、下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成24年度上半期においては4,565件に対応した。

### (2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法及び優越的地位の濫用規制について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「公取委による中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成24年度上半期においては、全国9か所で実施した。

### (3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。

平成 24 年度上半期においては、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会への講師の派遣等を行った。

### 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の的確な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 24 年 4 月時点の下請取引等改善協力委員（定員）は 153 名である。

平成 24 年度上半期においては、7 月から 9 月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については別紙 3 のとおりである。

### 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法及び優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、下請法及び優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 24 年度上半期においては、事業者団体等へ 19 回派遣するとともに、下請法及び優越的地位の濫用規制に係るパンフレット、DVD 等の資料を提供した。また、優越的地位の濫用規制の概要を紹介する動画や下請法の概要を紹介する動画をホームページ上に掲載した。

### 5 優越的地位の濫用規制に関する実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、企業間取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発等に活用している。

#### (1) ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、ホテル・旅館に商品・サービスを納入・提供している事業者 6,866 名を対象とする実態調査を実施し、平成 24 年 5 月 16 日に「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した（詳細については、後記リンク先を参照）。

調査結果によると、ホテル・旅館によるディナーショーチケット等の商品・サービスの購入・利用要請は広く行われており、ホテル・旅館の取引上の地位が優越しているなど、取引の実態いかんによっては、優越的地位の濫用につながり得る行為を行っているホテル・旅館が相当数存在すると考えられることから、ホテル・旅館に対して、こういった行為を行っていないかどうかを早急に確認し、自主的に改善を図る必要があること等を指摘した。

調査結果を踏まえ、ホテル・旅館が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、改めて優越ガイドライン等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、ホテル・旅館と納入業者の取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、ホテル・旅館向けの業種別講習会を実施している。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/12.may/120516hontai.pdf>

#### (2) 大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査

公正取引委員会は、優越ガイドラインにおいて、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている行為の実態について確認し、今後の適切な法運用に資するため、大規模小売業者等（売上高 70 億円以上）822 名及び納入業者

10,000名を対象とする実態調査を実施し、平成24年7月11日に「大規模小売業者等と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した（詳細については、後記リンク先を参照）。

調査結果によると、一部の大型小売業者等において優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた。また、優越ガイドラインの認知度に関して、売上高の規模別にみると、100億円以上の大型小売業者等に比べて100億円未満の大型小売業者等における認知度が低く、役職階層別にみると、売上高の規模にかかわらず、「代表者・役員等」及び「部長・課長等の管理職」に比べて「購買部門の一般社員」における認知度が低くなっていた。

調査結果を踏まえ、大型小売業者等が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、改めて優越ガイドライン等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、大型小売業者等と納入業者の取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、特に購買部門の一般社員を対象に、大型小売業者等向けの業種別講習会を実施している。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/12.july/12071101hontai.pdf>

### (3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成24年度上半期においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主7,704名及び物流事業者13,759名を対象とする書面調査を実施した。

また、荷主と物流事業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図るため、物流事業者と取引のある荷主向けの業種別講習会を実施している。

## 第3 今後の取組

公正取引委員会は、平成24年度上半期において、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処するとともに、違反行為の未然防止を図るための様々な取組を実施してきたところであるが、現下の経済状況において、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られていると考えられることから、引き続き、以下の施策について重点的に取り組むこととしている。

### 1 下請法違反行為に対する迅速かつ的確な対処

下請法違反被疑行為を行っている親事業者に対して積極的に調査を行い、重大な違反行為に対しては勧告を積極的に行うなど、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処していく。

### 2 下請法違反行為の未然防止

#### (1) 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

平成24年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分25都道府県30会場）における講習会の実施を予定している。

また、平成 24 年度からは、下請法適正化推進月間を一層効果的に P R することを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行った結果、特選作品として「下請法 知って守って 企業のモラル」を選定した。

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/12.october/121001.pdf>

## **(2) 下請法応用講習会**

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする「下請法応用講習会」を実施する。

平成 24 年度においては、1 月から 3 月に実施を予定している。

## **(3) 下請法遵守の要請文書の発出**

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、平成 24 年 11 月を目途に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請する文書の発出を予定している。

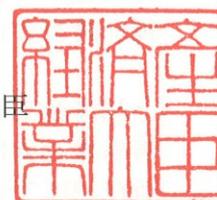
## 下請取引の適正化について

— 経済産業省 —

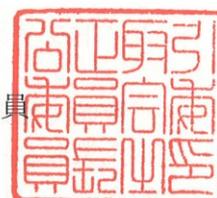
20121022 中第 2 号  
公取企第 7 3 号  
平成 24 年 11 月 19 日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣



公正取引委員会委員長代理委員



### 下請取引の適正化について

我が国の景気は、世界景気の減速等を背景として、弱い動きがみられます。世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっており、とりわけ中小企業においては、デフレの影響等に対する注意が必要とされている中で、円高等の影響も懸念され、予断を許さない状況にあります。

こうした経済状況を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」といいます。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買ったたき」等の行為を禁止するものです。平成 23 年度においても、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、18 件の勧告を行っているところ、公正取引委員会及び経済産業省は、本年度も一層、下請法の厳正な運用に努めてまいります。

公正取引委員会においては、下請取引の適正化を一層推進する観点から、下請事業者を始めとした中小事業者が所在する地域に公正取引委員会職員が出張し、下請法について分かりやすく説明するとともに中小事業者からの相談受付等を行う「移動相談会」、企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請法に

関する基礎的な内容について講習を受けたいとの要望に応じた「下請法基礎講習会」、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例を中心とする「下請法応用講習会」を実施しております。

さらに、過去に下請法違反がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施しております。

経済産業省においては、下請法の法令遵守の徹底を促すため、累犯により改善指導を受けた親事業者等の役員等への特別事情聴取の実施、全国47の県庁所在地にて企業の調達者等を対象とした下請法の講習会を開催、業種の特性に応じた違反行為や望ましい取引事例を解説する下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）説明会の開催等を実施しております。

冒頭で触れました現下の厳しい経済状況では、世界景気の減速や円高等による企業収益への影響などが立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮することが必要です。特に、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが期待されます。

貴団体におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請事業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、前記趣旨及び別紙1の記載事項について、改めて貴団体所属の事業者に対し周知徹底を図り、下請取引の適正化を指導されるよう強く要請いたします。

最近では、法令遵守意識の高まりを受け、企業の中には自主的に様々な工夫を施し下請法の趣旨を分かりやすく社内で説明するなど、下請法の理解が深まるような取組を積極的に行っている事例もあります。貴団体におかれましても、このような取組を貴団体所属の事業者に推奨していただきたいと考えます。

大手企業の中にも依然として法令遵守が徹底していない事例がみられ、減額、支払遅延などの下請法違反行為が行われ、改善指導や勧告の対象となった親事業者も存在します。勧告の対象となった場合には事業者名等の公表を行うことになることから、このような事態の生じることのないよう、貴団体所属の事業者の下請法遵守の重要性を周知いただきたいと考えます。

また、貴団体所属の下請事業者に対しては、下請取引に関し親事業者による下請法違反のおそれのある行為を受けた場合には、積極的に別紙2記載の相談窓口又は「下請かけこみ寺」に相談するよう御指導方お願いいたします。

(別紙 1)

## 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

### 記

#### 1 親事業者の義務

##### (1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務の提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第 3 条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを 2 年間保存すること。（下請法第 5 条）

##### (2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から 60 日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第 2 条の 2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して 60 日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率 14.6 パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第 4 条の 2）

#### 2 親事業者の禁止行為

##### (1) 受領拒否の禁止

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第 4 条第 1 項第 1 号）

##### (2) 下請代金の支払遅延の禁止

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第 4 条第 1 項第 2 号）

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務

処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額の禁止

- 下請事業者に責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。  
(下請法第4条第1項第3号)  
(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用すること。
- 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品禁止

- 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせること。(下請法第4条第1項第4号)

(5) 買ったたきの禁止

- 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

(注) 買ったたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会及び中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.jftc.go.jp/sitauke/pointkaisetsu.pdf>

[http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070713shitaurekaikin\\_guide.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070713shitaurekaikin_guide.htm)

- (6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
- 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他の自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)
- (7) 報復措置の禁止
- 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)
- 手形サイトは、原則として、120日以内（繊維業にあつては90日以内）とすることとされている。(通達：41公取下第169号及び第233号、41企庁第339号及び第467号)
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- 下請事業者には責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)

(別紙2)

〔相談窓口〕

機 関 名	〒	住 所	電 話 番 号
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	100- 8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3375(直)
北海道事務所 下請課	060- 0042	札幌市中央区大通西1,2 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所 下請課	980- 0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-8420(直)
中部事務所 下請課	460- 0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所 下請課	540- 0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所 下請課	730- 0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所 下請課	760- 0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所 下請課	812- 0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900- 0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0049(直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100- 8912	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060- 0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980- 8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4922(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330- 9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460- 8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540- 8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6037(直)
中国経済産業局 産業部中小企業課	730- 8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760- 8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812- 8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900- 0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1755(直)

## 下請事業者への配慮等について

—農林水産省—

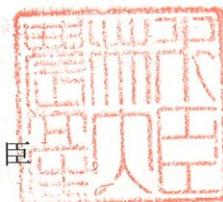
24食産第3545号

20121022 中 第 2 号

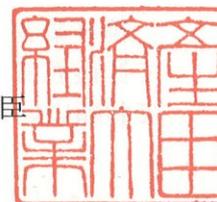
平成24年11月19日

関係事業者団体代表者 殿

農 林 水 産 大 臣



経 済 産 業 大 臣



### 下請事業者への配慮等について

我が国の景気は、世界景気の減速等を背景として、弱い動きがみられます。世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっており、とりわけ中小企業においては、デフレの影響等に対する注意が必要とされている中で、円高等の影響も懸念され、予断を許さない状況にあります。

こうした経済状況を踏まえ、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買ったたき」等の行為を禁止するものであり、政府としては、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、下請法の厳格な運用に努めております。

また、政府としては、下請事業者の経営基盤を強化する観点から親事業者に対して下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところですが、親事業者の海外展開や国内事業所の再編等の動きが活発化している状況の中で、下請事業者の経営状況も厳しさを増しており、その遵守の重要性は一層高まっております。

冒頭で触れました現下の厳しい経済状況では、世界景気の減速や円高等による企業収益への影響などが立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮することが必要です。特に、これから年末にかけては、金融繁忙期であることから、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが期待されます。

つきましては、貴団体におかれましては、下請事業者が現在置かれている状況を十分認識いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとして、「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請いたします。

親事業者におかれましては、調達担当者のみならず、役員等責任者が率先して社員教育等に取り組み、 「振興基準」の幅広い周知に努められるよう併せてお願いいたします。

#### 記

1. 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引関係を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告すること。
2. 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等を考慮した合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること。  
また、取引対価の決定については、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行い、改定を行うこと。
3. 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
4. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的に支援を行うこと。

5. 親事業者は、工場移転等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的に支援を行うこと。
6. 短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めること。

## 前文

下請中小企業は、我が国産業の多くの分野において広汎に存在し、国民経済の重要な担い手として我が国経済の著しい発展を支えてきたが、近年の環境変化の中で、さらなる対応を求められている。

まず、近年の経済のサービス化に伴い、サービス業等の役務委託取引においても下請分業関係の発達が見られており、サービス業等の下請中小企業の経営基盤強化が必要である。

ついで、下請中小企業を取り巻く環境として、国内面をみると消費者ニーズの多様化・高度化、商品のライフサイクルの短命化、技術革新、情報化の進展の中で、下請中小企業に対する要請も品質、性能、コスト等あらゆる面で多様化、高度化しており、下請事業者としてもこれに適切に対応していかなければならなくなっている。

また、国外との関係に目を向けると、特に製造業をはじめとして、国際化の進展に伴い親企業の海外進出、海外との競争が進むことにより、下請中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、こうした状況に対処するために、また、東アジア地域の発展等により我が国企業の従来の比較優位が失われつつある中で、親企業と下請中小企業双方が共存し競争力を維持し発展していくためにも、親事業者、下請事業者ともに高度化する需要側の要請への対応や新たな需要の創出が重要となっている。

他方、人材・労働力確保という面については、依然として下請中小企業にとって、経営上の大きな問題である。

特に、一般的に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）は今後減少していくと考えられること、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られること等から下請中小企業が今後とも労働力を確保していくことは依然として容易ではない状況にある。こうした中で、下請中小企業がその経営を存続するため、円滑に人材・労働力確保を行っていくためには、労働時間短縮を始めとする労働条件の改善や職場環境改善、福利厚生施設の整備等、さらには、情報化や技術の向上への積極的対応等による企業イメージの向上等を通じた魅力ある職場づくりが必要となっている。

下請中小企業としては、このような環境の変化及び自らの実情を十分認識し、

- ① 親事業者にとって不可欠の企業となる
- ② 親事業者を複数化・多角化する
- ③ 製品、情報成果物及び役務（以下「製品等」という。）の自社開発により独立化をめざす

等多様な対応を図っていく必要があるが、いずれの場合にしても技術力の向上を中心とした体質改善、経営基盤の強化が不可欠であり、そのための一層の自助努力が必要である。

また、下請中小企業には、独自の技術力やノウハウを有すること等により、親企業と対等なパートナーシップを確立しているものもあるものの、その事業活動が親企業の発注の在り方に左右されやすい面があることから、下請中小企業が体質改善、経営基盤の強化や労働時間の短縮等を図っていくためには、発注方式等の面における親企業の協力が必要である。

親企業としても、下請中小企業の存在なくしては、より付加価値の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積極的な協力を行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力を行うことが必要である。さらに、自らの努力により自主的に事業を運営し得る有能な企業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていくとする下請中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれに対する支援を行うことが望まれる。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現していくためには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要である。

この基準は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力を行うべきかを示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

## 第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

### 1) 下請事業者の努力

今後、生産年齢人口が減少していくと考えられ、また、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られる中で、下請事業者が円滑に人材・労働力の確保を図るためには、労働時間の短縮を始めとする労働条件の改善等魅力ある職場づくりに努めていくことが必要である。

また、下請事業者に対する技術の向上等の要請に対応した一層の設備投資、技術開発を実施するため、また、経済の国際化の一層の進展に適切に対応するため、その経営基盤の強化を図ることも必要である。

下請事業者は、このような課題を達成することができるよう、生産性の向上に努めるとともに、高度化する下請中小企業に対する親企業の要求に応え、製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質（以下「製品の品質等」という。）の向上に努めることが必要である。

### 2) 親事業者の協力

親事業者は、下請事業者が生産性の向上又は製品の品質等の改善のための措置を円滑に進め得るよう、必要な協力をするよう努めるものとする。

## 第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

### 1) 発注分野の明確化

(1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下にその生産、投資、技術開発等について長期的な経営方針を樹立し得るよう、相当期間における親事業者の下請事業者に対する発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分をいう。以下同じ。）を極力具体的に定め、これを親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示するものとする。

なお、提示期間（発注分野が示される相当期間をいう。以下同じ。）中において下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示すものとする。

(2) 親事業者は、提示期間中における下請事業者に対する発注は、前号の規定により明示した発注分野に沿ってこれを行うものとする。

(3) 第1号の規定により明示した発注分野は、当該提示期間中においてはこれを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これに類するやむを得ない理由により、発注分野を変更しようとするときは、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者に対し、当該変更の内容を明示するものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注分野を変更するときは、当該変更に係る発注を受ける下請事業者に対し、他の種類の発注、技術指導等を実施する等その経営に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。

(5) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により明示さ

れた発注分野に係る秘密を守るものとする。

- 2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
  - (1) 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行い得るよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。
  - (2) 親事業者は、長期発注計画の期間の長期化に努めるものとする。
  - (3) 親事業者は、下請事業者に対する具体的発注は、第1号の規定により提示した長期発注計画に沿ってこれを行うよう努めるものとする。
  - (4) 親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないよう配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないよう努めるものとする。
  - (5) 親事業者は、具体的発注についての契約を締結する場合には、できる限りその期間を長期化するよう努めるものとする。
  - (6) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により提示された長期発注計画に係る秘密を守るものとする。
- 3) 発注の安定化等
  - (1) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。

また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。
  - (2) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品等について、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。
- 4) 納期、納入頻度の適正化等
  - (1) 納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、あらかじめ指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。
  - (2) 親事業者は、発注後における発注内容の変更、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、前号の規定により定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、その納期を変更する等、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。
- 5) 発注の手続事務の円滑化等  
親事業者は、下請事業者に対する発注の手続事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する手続事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組を共同して行うものとする。
- 6) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化
  - (1) 親事業者は、不当なやり直しが生じないように、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化することにより、発注内容を明確にすることに努めるものとする。
  - (2) 親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとする。
- 7) 取引停止の予告  
親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、

相当の猶予期間をもって予告するものとする。

### 第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

#### 1) 施設又は設備の導入

- (1) 下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の向上、従業者の労働時間短縮、高齢者等の有効活用等を図るため、その行う物品の製造等の技術的特性、数量等の実態に即して、高性能設備、専用設備、省力化設備、省エネルギー設備、作業軽減のための設備等の導入に努めるとともに、設備間及び工程間の有機的な関連の確保という観点から、設備の配置及び種類について検討を行い、その改善に努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の施設又は設備の導入に際し、発注品目、発注量等の変更、設備の選定、配置、その効率的利用方法等に関する指導を実施する等の協力をを行うものとする。

#### 2) 技術の向上

- (1) 下請事業者は、研究開発体制の整備、拡充により、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努めるとともに、これらに必要な設計技術の向上を図るものとする。
- (2) 下請事業者は、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業標準の設定、内部検査基準の設定、検査設備及び検査体制の拡充等により、品質管理技術等の向上に努めるものとする。
- (3) 下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。
- (4) 下請事業者は、その行う製造の特性等に応じ、専門化技術及び量産化技術又は多品種少量生産技術等の高度な技術の取得に努めるものとする。
- (5) 下請事業者は、省エネルギー技術、公害防止技術及び安全衛生技術等の取得に努めるものとする。
- (6) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術の向上について、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受入れを実施する等の協力をを行うものとする。
- (7) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。  
また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考えを踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知り得る場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正當に定め明確化するよう努めるものとする。

#### 3) 経営管理等の改善

- (1) 下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、価値分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の改善に努めるものとする。また、労働力需給の中長期的動向を踏まえ、労働力の確保を図るために必要な労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会、研究会を開催する等の協力をを行うものとする。

#### 4) 事業の共同化

- (1) 下請事業者は、その業種、業態等の実態に応じて、量産化、専門化、付加価値の増大、施設又は設備の導入、研究開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、情報収集の効率化、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等を効果的に推進するため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。
  - (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じて、発注品目、発注量等の変更、発注方法の整備、技術指導、経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。
- 5) 情報化への積極的対応
- (1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。
  - (2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助等の協力を行うものとする。
  - (3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。
    - ① 電子受発注等を行うこととどうかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
    - ② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
    - ③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
    - ④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
    - ⑤ 下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。
    - ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないように、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。
    - ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

#### 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

- 1) 対価の決定の方法の改善
  - (1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。
  - (2) 前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価につ

いて随時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

- 2) 納品の検査の方法の改善
  - (1) 親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。
  - (2) 親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、当該納入後、速やかに、これを行うものとする。
- 3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
  - (1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸与しようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。
  - (2) 親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。
- 4) 下請代金の支払方法の改善
  - (1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。
  - (2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努めるものとし、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。
  - (3) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式（親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。）を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。
    - ① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。
    - ② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
    - ③ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

#### 第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

- (1) 下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、及び親事業者と下請事業者との円滑な関係を確立するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。
- (2) 下請事業協同組合等下請事業者の連携による団体（以下「下請団体」という。）は、自主的かつ積極的に活動するものとする。
- (3) 下請団体は、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請団体との連携を図るものとする。このため、下請団体相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。
- (4) 親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。

- また、親事業者は、下請団体の自主的な運営を阻害してはならないものとする。
- (5) 親事業者と下請団体は、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立その他親事業者と下請事業者との間の円滑な関係の推進を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、随時、協議を行うものとする。

## 第6 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

### 1) 一般的留意事項

#### (1) 下請事業者の自主性の尊重

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するよう留意するものとする。特に、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。

#### (2) 下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備

親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなし得るよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。

また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

#### (3) 基本契約の締結

下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

#### (4) 国等の他の施策との関連

- ① 下請事業者及び親事業者は、試験研究機関等による技術指導、技術情報の提供等国又は地方公共団体による施策を積極的に活用するものとする。
- ② 下請事業者は、その属する業種について、中小企業経営革新支援法による業種別の経営基盤強化計画等が定められている場合には、当該計画に定める事項を達成するよう努めるものとし、親事業者は、これに協力するものとする。
- ③ 親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんに対する協力等を通じ、下請事業者の仕事量の確保に努めるものとする。
- ④ 複数の取引先を有する下請中小企業にとって、取引先の休日の不一致は、休日取得の妨げとなることから、下請中小企業の労働時間短縮を推進するため、親事業者は休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、その事業所間、あるいは親企業相互の休日の調整を進めていくものとする。
- ⑤ 下請事業者及び親事業者は、本基準の遵守その他事業の運営にあたり、省エネルギー対策、公害の防止、リサイクル、地球温暖化防止等の環境保全対策及び労働基準・安全衛生の確保その他国の施策との関連に十分に配慮するものとする。

#### (5) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等

- ① 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体（以下「親事業者団体」という。）は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。
- ② 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。

#### (6) 売掛債権の譲渡承諾

親事業者は、下請事業者が売掛債権を担保等として資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとする。

#### (7) 知的財産の取扱いについて

- ① 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。
  - ② 下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。
  - ③ 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。
- 2) 最近の経済環境の変化に伴う留意点
- (1) 国際化の進展に伴う留意点
    - ① 下請事業者は次の事項に留意するものとする。
      - イ. 下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。
      - ロ. 下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。
    - ② 親事業者は次の事項に配慮するものとする。
      - イ. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに對し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うこと。
      - ロ. 下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
      - ハ. 下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力を行うこと。
  - (2) 親事業者の事業再編の進展に伴う留意点
    - ① 下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。
    - ② 親事業者は、工場移転等に際してはその計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに對し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うものとする。
  - (3) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮  
短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

#### 附 則

- 1. この基準は、平成15年11月1日から適用する。
- 2. 平成3年2月8日付け3企庁第108号は廃止する。

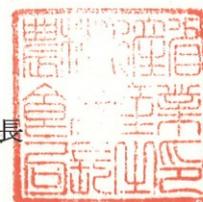
# 食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の終了に伴う取扱について

— 農林水産省 —

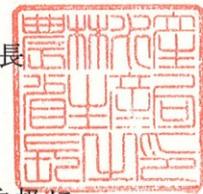
24食産第4142号  
24生産第2285号  
平成24年11月26日

一般社団法人 日本加工食品卸協会 会長 殿

農林水産省食料産業局長



生産局長



食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の終了に伴う取扱について

食品中の放射性物質の基準値については、平成24年厚生労働省令第31号、厚生労働省告示第129号及び第130号（以下「省令等」という。）により、暫定規制値に替わる新たな基準値が定められ、本年4月1日より施行されています。

これに伴い、流通に混乱が起きないように準備期間が必要な大豆については、省令等により経過措置が設けられ、平成24年12月31日までは経過措置期間として、暫定規制値が適用されています。

この度、厚生労働省医薬食品局食品安全部長から、平成24年11月26日付け食安発1126第2号「食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の終了に伴う取扱について」により、経過措置品目である大豆及びこれらを原材料として製造され、加工され、又は輸入される食品（ただし、平成24年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。）については、平成24年12月31日をもって経過措置期間が終了し、平成25年1月1日以降は、新たな基準値が適用されることとなる旨改めて通知がありました。

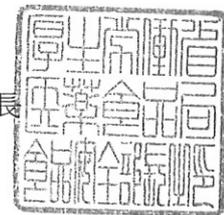
つきましては、平成25年1月1日以降に新たな基準値を超過する食品が流通することがないように、貴団体の関係者に対して周知をお願いします。



食安発 1 1 2 6 第 2 号  
平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日

農林水産省食料産業局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



#### 食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の終了に伴う取扱について

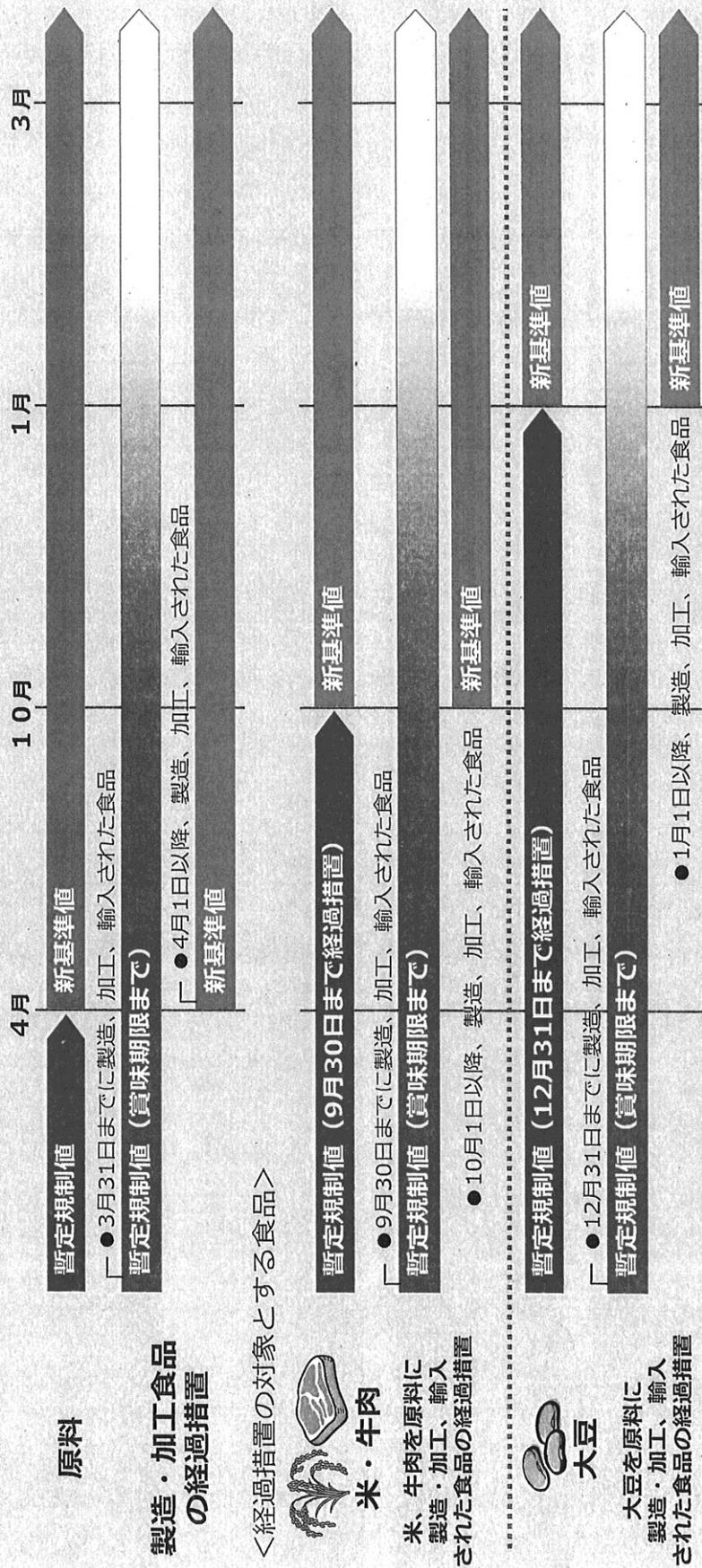
食品中の放射性物質の基準値については、平成 24 年厚生労働省令第 31 号、厚生労働省告示第 129 号及び第 130 号（以下「省令等」という。）により、暫定規制値に替わる新たな基準値が定められ、本年 4 月 1 日より施行されています。

これに伴い、流通に混乱が起きないように準備期間が必要な食品（以下「経過措置品目」という。）については、省令等により経過措置が設けられ、経過措置期間中においては、暫定規制値が適用されることとしました。

この度、経過措置品目である大豆及びこれらを原材料として製造され、加工され、又は輸入される食品（ただし、平成 24 年 12 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。）について、平成 24 年 12 月 31 日をもって経過措置期間が終了し、平成 25 年 1 月 1 日以降は、新たな基準値が適用されることとなるので、新たな基準値を超過する食品が流通することがないように、貴管下関係団体等に対して、再度周知徹底を図られるよう特段の対応をお願いします。

## ■ 経過措置の設定について

- 新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないよう、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定する。



## 最近のGTIN 利用状況

### — GTIN の誤った利用例を中心に —

我が国では、2005年移行GTIN導入の対応が段階的に開始された。GTIN導入課題への対応、GTINの認知は順調に進んだものの、現在では、各企業の担当者の変更などから、業界内、企業内でGTINに関する情報が正しく継承されていない状況、誤った使い方が発生している状況が起こっている。

#### GTIN導入の経緯

我が国におけるGTIN(Global Trade Item Number)の導入は、2004年に、GTIN導入に向けた課題対応を検討する研究会を当センターに設置することから始まった。この研究会において、流通業界の各企業、各団体による協力の下にGTINの課題への対応策と導入スケジュールが策定された。

これらにしたがって、2005年から流通各層におけるGTIN導入への対応が段階的に開始された。

2007年には国際標準のアロケーションルール(付番ルール)の徹底及び、不一致型商品コード体系の採用を開始した。さらに2010年を完了期限とする集合包装用商品コードの14桁への移行対応が実施された。

またこれらに並行して、各業種・業界団体では、説明会の開催など各種の広報媒体を使ったGTIN導入に関する情報の周知徹底が図られた。この結果、現在ではGTINという用語自体は流通業界に周知され、ITFシンボルも14桁の表示が一般的と言える状況となっている。

しかし、当時から7年余の時間が経過した現在、流通業界においては各企業のコード関係の担当者が変わった、新規利用企業の参入があったなどから、普及PRの過程では正

しく理解されてきていた事項が、業界内、企業内で必ずしも正しく理解、継承されていないという事象が発生している。

この状況を改善するために、当センターでは、改めてGTINの正しい理解と使用に向けた普及活動を進めている。

#### 改めてGTINとは

GTINとは

「GTINは、GS1が制定した国際標準の商品識別コードの総称」である。

国際標準の商品識別コードとは、集合包装用商品コード(14桁)、JAN(EAN)コード(13桁、8桁)、米国で利用されているUPCコード(12桁)である。

#### GTINの基本ルール

GTINを設定する際の最も基本となるルールは、

- ・全ての取引単位を識別するために固有のGTINを設定
- ・異なる取引単位には異なるGTINを設定
- ・一つの取引単位には一つのGTINを設定

いずれも商品識別コードの基本ルールであり、これは、我が国にJANコードが導入利用された当時からあるJANコード及び集合包装用商品コードの設定ルールと同等である。

GTINの導入により、GTIN独自のルールが新しく出来たわけではない。

#### GTINの誤解と誤用の例

**事例1** JANコード、集合包装用商品コードとは別に、GTINとい

う新しい14桁の商品コード体系ができたと思った理解

集合包装に対して、GTINを設定、表示するようにと要請している側が「GTIN」イコール「14桁の新しい集合包装用の商品コード」と理解して、従来からある「集合包装用商品コード14桁を表記すること」あるいは、「16桁の集合包装用商品コードを14桁の集合包装用商品コードへ移行し表記すること」として捉えていない場合であり、問合せの最も多い事例である。

また、GTINは、商品コードの桁数を14桁に揃えることであると、誤解している事例もみられる。

「GTIN」という用語自体は広く普及、認知されていると判断できるが、このように、用語が正確に理解されていないことも事実である。

#### 正しい理解

正しくは前述のように「GTINは、GS1が制定した国際標準の商品識別コードの総称」であるので、従来より利用されている、集合包装用商品コード(14桁)、JAN(EAN)コード(13桁、8桁)、米国で利用されているUPCコード(12桁)を総括している。このためGTINを設定、表示するようにと要請しても、どの商品コードを指定しているのか正確には解らない。

また、それぞれの商品識別コードは、GTIN導入に伴いGTIN-14、GTIN-13、GTIN-8、GTIN-12とも呼ばれる場合もあるが、独自のコード体系をもつGTINという新しいコードが出来たわけではない。

GS1では、GTINを各種の国際標準の商品コードを総括した商品コードの総称として位置づけて、これに基づき商品コードの桁数を14桁に揃えることにより包括的に扱うこと

を推進している。(14桁に足りない場合は先頭に「0」を付けることにより14桁にする)

具体的な利用例は、GS1-128、GS1 データバーにおいては、アプリケーション識別子の AI (01) で規定される「商品コード (GTIN)」は14桁で表記する。また、企業間のデータ交換 EDI や受発注システムなどにおいて、商品コードをコンピュータ上で扱う時、先頭に「0」を付けて14桁にする場合がある。この場合の14桁はGTIN-13に先頭「0」を付けたGTINである。

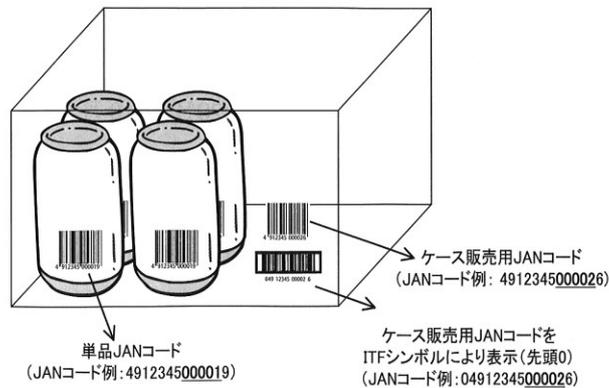
**事例 2** 外装に単品 JAN コードが (JAN シンボルにより) 表示されている誤った使い方

一部の商品について、小売業からの要請などによると思われるが、未だに外装に「単品の JAN コード」を JAN シンボルにより表示している場合があるが誤りである。

**正しい理解** GTIN 基本ルールの「異なる取引単位には異なるGTIN」に基づき、外装 (ボール、ケース) には単品 JAN コードではなく、「集合包装用商品コード」かケース (外装) JAN コード (単品 JAN コードとは異なる) を表示する。

2005 年当時に、小売業、業界団体などにより「外装には集合包装用商品コード」かケース (外装) JAN コード (単品 JAN コードとは異なる) を表示する」ことと合意、表明

JANシンボルとITFシンボルを併記しているビール、飲料業界の例



がなされているが、現在も誤った表記がみられる。

**事例 3** 集合包装にケース販売用 JAN コードが JAN シンボルにより表示されているが、併記されている ITF シンボルが単品の JAN コードから生成されている誤った使い方  
ケース販売される集合包装であるためケース販売用 JAN コード (単品 JAN コードとは異なる) が表示されているが、併記されている ITF シンボル表示が内包されている単品 JAN コードから作成されている (集合包装用商品コードを使用) が誤った表示である。

**正しい理解** GTIN の基本ルール「一つの取引単位には一つのGTIN」により、取引単位である集合包装を識別する商品コードは、ケース JAN コード (GTIN-13) のみである。

この集合包装を識別するために、ITF シンボルによる表示がさらに必要な場合には、既に設定されているケース JAN コードの先頭に「0」を付け14桁とした上で ITF シンボル表示する。この場合の14桁のコードはGTIN-13に先頭「0」を付けたGTINである。

以上が最近目立っている GTIN に関連する誤解、誤用の例である。

流通各層の企業及び業界団体の協力のもと GTIN の普及と課題への対応は着実に普及していると言えるが、まだ十分では無く、誤った認識、誤った利用がみられる。

当センターは、GTIN の誤った利用を正すために、GTIN の正しい理解と利用の普及推進を引き続き強力に進めていく。

(流通コードサービス部 田代)

# 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策の基本的な方針

## －消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部－

消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部の設置について

平成 24 年 4 月 24 日  
閣 議 決 定  
平成 24 年 10 月 26 日  
一 部 改 正

1. 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）第 7 条第 1 号ホ(5)に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に資する総合的な対策を推進するため、内閣に消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要に応じ関係大臣等を構成員に追加することができる。なお、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。  
本 部 長 副総理  
副 本 部 長 総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官  
本 部 員 厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（消費者）
3. 本部長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
4. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
5. 本部の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

## 消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針 (中間整理の具体化)

〔平成 24 年 10 月 26 日〕  
消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定

転嫁対策・価格表示については、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部において平成 24 年 5 月 31 日に「転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況」として中間整理をまとめたところである。

その後、この検討本部において、

- ① 消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担いただくことが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つであり、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが極めて重要な課題である
- ② 今般の税率引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施することとされていることも踏まえ、過去に実施した転嫁対策等に加えて更なる対応策を講ずることが不可欠である

との認識の下、この中間整理において示された対応の方向性に沿って、必要とされる対策の更なる具体化について検討を進めてきた。

今般、社会保障・税一体改革関連法の成立を受け、この検討本部を、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部に改組し、転嫁対策・価格表示に関する対策を推進していく体制を整備したところである。

今後は、この対策推進本部において、この関連法に盛り込まれた規定に基づき、下記に掲げる基本的な方針にしたがって対策の具体化を更に進め、必要な措置を講じていく。

## I. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等

### 1. 転嫁拒否等に関する相談体制の整備

○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、転嫁拒否等に関する相談窓口については全国各地からの相談に対応できるよう、万全の体制を構築しなければならない。このことを踏まえ、下記のように相談窓口体制を整備する。

#### 【電話相談】

- ・ 全国各地からの転嫁拒否等に関する電話相談、メール相談に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を内閣府に設置することとし、そのための内閣府設置法の改正を行う。
- ・ 総合相談センターにおいては、転嫁に関する相談に加え、価格表示、便乗値上げに関する相談についてもスムーズに対応できるよう、財務省（国税庁）及び消費者庁とも連携して必要な体制整備を行う。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）において、転嫁拒否等についての関係法令等に関する専門的な相談に応じるため、専用電話番号を設ける。また、公正取引委員会では、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）に関する相談にも対応する。

#### 【対面相談】

- ・ 転嫁拒否等をされた事業者の対面相談に応じるため、各業界の所管省庁に相談窓口を設ける。また、各業界の所管省庁は、業界の事情に応じて、その地方部局にも相談窓口を設けるとともに、業界団体にも相談窓口を設けるよう要請する。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）において、転嫁拒否等についての関係法令等に関する専門的な相談に応じるため、相談窓口を本省等だけでなく、地方部局にも設ける。また、公正取引委員会では、転嫁カルテル、表示カルテルに関する相談の対面相談にも対応するとともに、転嫁拒否等に関して地方の中小事業者にも対面相談の機会を設けるため、地方の中小事業者向けに移動相談会を実施する。

- ・各税務署にも改正消費税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応する。また、都道府県の税務関係部署においても改正地方税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応するよう、都道府県に対して要請する。
- ・都道府県・市町村のその他の関係部署においても、転嫁に関する相談窓口を設けるよう都道府県・市町村に対して要請する。

○ 転嫁拒否等をされた事業者からの相談内容に応じて転嫁対策調査官（仮称）の調査につなげられるよう、相談窓口と転嫁対策調査官との連携を確保する（「2. 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備」参照）。

## 2. 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備

### （1）独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置

○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図るため、独占禁止法・下請法の特例となる立法措置を講ずる。その立法措置には、下記に掲げる事項を含む。

- ・公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、転嫁拒否事案等について、書面調査等による情報収集や転嫁拒否等に対する調査を実施し、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行う。
- ・各業界の所管省庁においては、転嫁拒否事案等について、所管事業者を対象に、書面調査等による情報収集や調査を実施し、必要な指導を行う。
- ・経済産業省（中小企業庁）及び各業界の所管省庁は、指導に従わない場合には、公正取引委員会に対して、措置請求を行う。
- ・公正取引委員会は、違法行為があると認める場合には、転嫁を拒否した税額分等を被害者に支払うことその他必要な措置を採るよう勧告・公表する。
- ・公正取引委員会の勧告に従った場合には、独占禁止法及び下請法に基づく措置は採らない。

- 事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける立法措置を講ずる。なお、適用除外制度利用時の事業者等の事務手続負担に配慮する。

## (2) 転嫁拒否等に関する調査等のための体制整備

- 転嫁拒否等の行為の取締り・監視強化のため、公正取引委員会及び経済産業省(中小企業庁)において、所要の体制整備を行う。また、各業界の所管省庁に、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官を置く。
- 転嫁拒否等をされた事業者からの相談は、場合によっては転嫁対策調査官の調査等の端緒となり、効果的な取り締まりに資するものである。このような考え方も踏まえ、下記のように相談窓口と各省庁等における転嫁対策に関する部署との連携体制を構築する。
  - ・ 総合相談センターについては、各業界の所管省庁に総合相談センターの分室を設置するとともに、その相談内容について、転嫁対策調査官による調査等への適切な活用を図る。
  - ・ 総合相談センターを含め、各省庁等に設ける相談窓口に寄せられた相談内容が、転嫁拒否等を行っていると思われる事業者の所管省庁に連絡され、必要に応じて調査・指導が可能となるよう政府全体として体制を整備するとともに、その司令塔機能を担う消費税価格転嫁等対策推進室(仮称)を内閣官房に設置する。
  - ・ 都道府県・市町村に設ける相談窓口に寄せられた相談内容が、転嫁拒否等を行っていると思われる事業者の所管省庁に連絡されるよう、都道府県・市町村に対して、関係省庁と都道府県・市町村との連携体制構築についての協力を要請する。

## (3) 事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施

- 事業者間では税率引上げ時より早い時期から新税率下での取引価格の交渉が始まるといった現実を踏まえ、下記の取組を実施する。

- ・ 転嫁拒否等を厳しく監視する姿勢を示すため、公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、平成 25 年 10 月頃を目途に事業者に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう要請文書を発出するなど、早期に取組を実施する。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、違法行為を効果的に摘発するために、特別調査を平成 25 年度から実施する。平成 26 年度以降は、各業界の所管省庁とともに、平成元年の導入時及び 9 年の引上げ時を大幅に上回る規模の書面調査を実施する。加えて、公正取引委員会において、大規模小売店等への納入取引に係る大規模な書面調査を実施する。また、違法行為の未然防止を図るため、その旨を事前に公表する。

### 3. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等の運営の開始時期と終了時期

- 新税率を前提とした事業者間の価格交渉は税率引上げ前より早い時期から始まるといった現実を踏まえると、税率引上げの半年前（平成 25 年 10 月 1 日）には、相談窓口や転嫁対策調査官による調査等の行政運営を開始する必要がある。これらの行政運営には、消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保するためにも、半年程度の十分な準備期間をとって万全を期す必要があり、来年 4 月には所要の準備を開始できるよう法制度を整えておく必要がある。そのため、所要の措置を講じるための関連法案を来年の通常国会に提出し、早期成立に全力を挙げる。
- 二段階目の消費税率の引上げ後も、転嫁に係る状況を十分に注視しなければならないことから、転嫁拒否等に関する相談体制、独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置などの転嫁拒否等の調査等の枠組みは、平成 29 年 3 月末まで継続する。

### 4. 便乗値上げ等への対応

- 公正取引委員会は、競争制限的行為による便乗値上げを防止するため、独占禁止法を厳正に運用する。
- 消費者庁において、便乗値上げ防止のため、生活関連物資等の価格動向の調査、監視を行うとともに便乗値上げに関する電話相談窓口を設け、必要に応じて各業界の所管省庁に連絡する体制を整備する。各業界の所管省庁は、それぞれの監督権限に基づき、必要に応じて調査・指導を行う。

- 消費税引上げ分の還元や値引き、それらを連想させる表示については、経済産業省（中小企業庁）及び各業界の所管省庁は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に悪影響が及ばないよう適切な対応を要請する。

## Ⅱ. 広報

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保していくためには、転嫁拒否等に関する相談体制や調査等の枠組みの整備といった転嫁拒否等に係る事案が発生した場合の対応だけでなく、このような事案が発生しないよう、事業者や消費者に、転嫁等に関する理解を深めていただかなければならない。そのため、下記のように政府一丸となって転嫁等に関する積極的かつ効果的な広報活動や説明会の開催等を行っていく。

- ・ 政府広報の一環として、消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担を求める税であることや、転嫁、価格表示及び便乗値上げに関する問題について分かりやすく記述した一般向けのパンフレット等を公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）、財務省（国税庁）及び消費者庁が連携して作成し、各府省庁の地方部局等あらゆるチャネル、それぞれが主催する会議などのあらゆる機会を通じて配布・周知する。さらに、パンフレット等の配布だけでなく、効果的な広報が可能となるよう各種メディア（テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、インターネット等）を活用する。
- ・ 消費税の転嫁等に関して講ずる立法措置や支援措置を分かりやすく説明した事業者向けのパンフレット等を公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）及び財務省（国税庁）のそれぞれにおいて作成・配布するとともに、各業界の所管省庁や業界団体を通じて配布・周知する。
- ・ 公正取引委員会において、消費税の転嫁等に関して講ずる新たな立法措置についてのガイドラインを作成し、周知する。また、公正取引委員会は、事業者又は事業者団体が、消費税の転嫁等のためにどのような行為を独占禁止法・下請法に違反することなく行えるか等について、ガイドラインにおいて明確化する。各業界の所管省庁は、平成 25 年 10 月頃を目途に、それぞれの業界に対し、新たな立法措置及びこれらのガイドラインを遵守するよう指導通知を発出する。

- ・ 公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）及び財務省（国税庁）において説明会を開催するだけでなく、各業界の所管省庁において、それぞれの業界向けに、必要に応じて、転嫁等に関する説明会を開催する。講師については、それぞれの専門性を有する公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）及び財務省（国税庁）の職員が務める。
- ・ 政府一体となって、転嫁等に関する広報活動、説明会の開催等を推進していくため、内閣官房に設置する消費税価格転嫁等対策推進室にその司令塔機能を持たせる。
- ・ 都道府県・市町村に対して、地域住民の理解を得るためにも、パンフレット等の配布・周知や説明会の開催等に関して協力を要請する。

### Ⅲ. 公共料金

- 公共料金については、今回の税率引上げが段階的に実施されることを踏まえ、公共料金において消費税転嫁をどのように行うかについて、事業者におけるシステム改修等の負担や転嫁に伴う消費者への影響を考慮し、政府において、消費者庁を中心に、各公共料金に共通する基本的な考え方を来年4月までに整理し、公表する。
- 消費税引上げ相当額の価格転嫁のための改定を行う場合には、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

### Ⅳ. 価格表示に関する事項

- 表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける立法措置を講ずる。（再掲）
- 各業界の所管省庁を通じ、各業界からの総額表示の弾力的運用に関する要望を把握し、その要望に応じ必要な弾力的運用のあり方について検討を行い、事業者の準備に係る期間も考慮し、適切な段階で事例集等を公表する。

## V. 税制上・予算上の措置等

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保するため、転嫁対策調査官による調査等や相談窓口の円滑な運営、広報活動に支障が生ずることのないよう、既存の歳出予算・定員全体を厳しく見直しつつ、所要の予算・定員を確保する。
- 平成 25 年度予算政府案の閣議決定以後、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策に係る実務的な作業を推進していくため、来年 1 月を目途に、消費税価格転嫁等対策推進室の前身となる準備室を内閣官房に設置する。
- 政府、独立行政法人、公益法人等が行う物品・サービスの調達に関し、既存の歳出予算を厳しく見直しつつ、税率引き上げ後の消費税相当額を適切に予算に反映する。また、地方公共団体が行う物品・サービスの調達に関して、同様の対応を要請する。
- 外税方式の端数処理の特例の措置、延滞税の利率を含めた負担の見直しの税制措置について、平成 25 年度税制改正の過程で結論を得る。
- その他、消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。

## 消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の 基本的な方針（中間整理の具体化）のポイント

### I. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等

- 転嫁拒否等に関する相談体制を整備
  - ・ 電話相談等に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を設置。
- 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備
  - ・ 独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置を講ずる。
    - 消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図る。
    - 転嫁カルテル及び表示カルテルについて独占禁止法の適用除外とする。
  - ・ 転嫁拒否等に関する調査等のための体制を整備
    - 転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官（仮称）を置く。
    - 相談窓口と各省庁等における転嫁対策に関する部署との連携体制を構築。その司令塔機能を担う消費税価格転嫁等対策推進室（仮称）を設置。
  - ・ 事業者に対する転嫁状況に関する調査等を実施
- 税率引上げの半年前には、相談窓口や転嫁対策調査官（仮称）による調査等の行政運営を開始
  - ・ 来年4月には準備を開始できるよう関連法案を来年の通常国会に提出し、早期成立に全力を挙げる。
- 便乗値上げ等への対応
  - ・ 価格動向の調査、監視を行うとともに電話相談窓口を設置。関係省庁間の連絡体制を整備。

### II. 広報

- 政府一丸となって転嫁等に関する積極的かつ効果的な広報活動（パンフレット・ガイドライン等を作成・配布）や説明会等を実施

### III. 公共料金

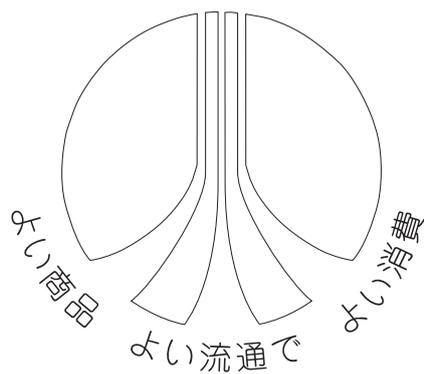
- 各公共料金に共通する基本的な考え方を来年4月までに整理・公表

### IV. 価格表示に関する事項

- 総額表示に関する弾力的運用のあり方について検討

### V. 税制上・予算上の措置等

- 政府調達に関して、税率引き上げ後の消費税相当額を適切に予算に反映
- 予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化



会報 **日食協** Vol.177

発行 平成25年1月1日  
発行所 一般社団法人 日本加工食品卸協会  
編集発行人 奥山 則康  
〒103-0023  
東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階  
電話 03-3241-6568  
FAX 03-3241-1469  
<http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/>